

令和3年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年9月15日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第78号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第3	議案 第79号	飛騨市過疎地域持続的発展計画について
第4	議案 第80号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する 条例について
第5	議案 第81号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
第6	議案 第82号	飛騨市中心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
第7	議案 第83号	飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について
第8	議案 第84号	字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区)
第9	議案 第85号	字区域の変更について(河合町新名Ⅰ地区)
第10	議案 第86号	字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)
第11	議案 第87号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第12	議案 第88号	令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案 第89号	令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案 第90号	令和3年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案 第91号	令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第16	議案 第92号	令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第17	認定 第1号	令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第2号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第3号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第4号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年9月15日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定 第5号	令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第6号	令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第7号	令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第8号	令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第9号	令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定 第10号	令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定 第11号	令和2年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定 第12号	令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定 第13号	令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第30	認定 第14号	令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第31		一般質問

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水谷	雅敬
3番	谷上	敬豊
4番	上ケ	浩史
5番	井澤	浩史
6番	住徳	清純
7番	徳前	文勝
8番	野籠	恵美
9番	高葛	邦寛
10番		
11番		
12番		
13番		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都湯	竹下	淳明	也宏
副市長	之	畑原	康利	子匡
教育長	沖泉	畑原	和治	也民
総務部長	中坂	田尻	孝久	之徳
消防長	谷野	村上	あづ	さ史
危機管理監	藤	井	弘	
企画部長				
農林部長				
商工観光部長				
市民福祉部長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	梶	村	敦	子

## 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案 第78号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第3 議案 第79号 飛騨市過疎地域持続的発展計画について
- 第4 議案 第80号 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案 第81号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第6 議案 第82号 飛騨市中心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
- 第7 議案 第83号 飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について
- 第8 議案 第84号 字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区)
- 第9 議案 第85号 字区域の変更について(河合町新名Ⅰ地区)
- 第10 議案 第86号 字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)
- 第11 議案 第87号 令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
- 第12 議案 第88号 令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
- 第13 議案 第89号 令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
- 第14 議案 第90号 令和3年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
- 第15 議案 第91号 令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
- 第16 議案 第92号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
- 第17 認定 第1号 令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定 第2号 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定 第3号 令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定 第4号 令和2年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定 第5号 令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定 第6号 令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定 第7号 令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

- |     |         |                                      |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 第24 | 認定 第8号  | 令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 第25 | 認定 第9号  | 令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 第26 | 認定 第10号 | 令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第27 | 認定 第11号 | 令和2年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 第28 | 認定 第12号 | 令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 第29 | 認定 第13号 | 令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第30 | 認定 第14号 | 令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について        |
| 第31 |         | 一般質問                                 |

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長 (澤史朗)

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑、一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (澤史朗)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により10番、野村議員、11番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第78号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから

日程第30 認定第14号 令和2年度飛騨市健康国民保険病院事業会計決算の認定について

日程第31 一般質問

◎議長 (澤史朗)

日程第2、議案第78号、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第30、認定第14号、令和2年度飛騨市健康国民保険病院事業会計決算の認定についてまでの29案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

29案件の質疑とあわせて、これより日程第31、一般質問を行います。

◎議長 (澤史朗)

1番、小笠原議員。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[1番 小笠原美保子 登壇]

○1番 (小笠原美保子)

おはようございます。議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。今回は大きく3つに分けて質問いたします。

まず初めに、婚活支援についてお尋ねいたします。長引くコロナ禍により、繰り返される緊急事態宣言や感染症対策の中で市民の皆様の生活は我慢の毎日となっておりますが、1～2年で終息をするものと信じて不便な中を持ちこたえるべく皆様、頑張っておられます。

ところが、次々と変異株が現れている現状により、河野ワクチン担当大臣もワクチンだけでどうにかするのは厳しいと限界を認めております。去年の自粛以降、度重なる時短営業の実施や特定の業種の方々が、政府や県の要請により仕事ができない状況が重なりました。

また、財源も減り続ける中、補助金や協力金も、無限に支給されるわけではありません。今後、大增税となることは容易に想像できます。そのような中、今までと同じ生活が望めない大変な時代になっているのだと気づき、新しい仕事の様式を自由な考えで行動する方も増えているのが事

実です。やる気のある方々への道筋を整えていくことが必要ですし、飛騨市としてもこれから先の5年後10年後を見据えて市民の皆様安心していただくこと、そして希望を持って毎日を生活していただくことができるような政策を期待いたします。

そのためにも飛騨市に住む人口の減少の問題、少子高齢化などの対策が必要な中、コロナ禍により様々な行事がなくなることで、人と人とのふれあいの場が減ってきております。結婚する方の割合が年々低下する原因がさらに増えるのではと危惧しております。飛騨市では、出会いの場づくりの拡充に向けた結婚支援の体制としては、社会福祉協議会主体の市内における支援、飛騨地域3市1村が連携し、結婚支援民間業者への委託による支援、全国結婚ネットワーク連携の支援など幅広く出会いの場づくりに取り組みをしていただいております。飛騨市での結婚支援の取り組みについてお尋ねいたします。

1つ目は婚姻件数の現状についてです。飛騨市の人口減少が続く中、少子化に伴い婚姻件数も減少すると思われませんが、現状をお尋ねいたします。

2つ目は出会いの場づくりについてです。内閣府の結婚、家族形成に関する意識調査によりますと、20代、30代の未婚者で現在、結婚していない理由として、適当な相手にめぐり合わないからが54.3%と最も高く、自由や気楽さを失いたくないからが27.2%、結婚後の生活資金が足りないと思うからが26.9%となっており、生活の不安もあります。まずは色々な出会いの場が必要です。コロナ禍で思うように活動できない反面、このような状況だからこそ、家族の在り方や将来の事を真剣に考える方も増えているようです。現在の取り組みと今後の予定をお伺いいたします。

3つ目は地域での協力体制についてです。香川県では美容師に結婚、子育て支援に関する講習会を実施して、縁結びサポーターになってもらう婚活支援が推進されています。顧客との会話で結婚や子育てについて話題があがった時に、講習会で学んだ情報を提供してもらい、希望する人には婚活支援事業者につないでいき、地域ぐるみで結婚や子育てを応援する仕組みが拡大されています。近頃は個人情報の問題もありますし、デリケートな部分もあることから、地域ぐるみで支援することが難しくなっておりますが、ご本人、その親に支援活動のチラシをお渡ししていただく場や、気軽にお勧めされる場が多くあると良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

4つ目は飛騨市結婚支援事業補助金についてです。少子化の要因である未婚化、晩婚化に対する取り組みとして、結婚を望む飛騨市民などに出会いと交流の場を提供する機会を創出する事業に対して、飛騨市結婚支援事業補助金が定められていますが、現在どのくらい活用されていますか。例えば多くの方が働く事業所など、広く告知して取り組んでいただける場もあると思いますがどのようにお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。婚活支援の取り組みについてお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の婚活件数の現状についてでございますが、飛騨市の婚姻件数の推移ですが、10年前の平成23年度は110件ございましたが、以後6年間は平均90件程度となり、ここ3

年間ではそれが一気に低下し、平均50件強となっています。

婚姻件数の減少は全国的傾向でもあり、様々な分析が行われていますが、婚姻件数という数の見方について言えば、結婚適齢期である20～30歳代の女性人口の減少が直接的な要因であることに加え、未婚率の上昇が拍車をかけているものと考えています。実際本市でも20～30歳代の女性人口は、10年前は2,340名でしたが、現在1,550名と約3分の2に減少しており、これが婚姻件数の減少に反映しているものと考えています。

また、我が国全体の未婚率の上昇は、直接的にはかつて多くを占めた見合い結婚、職場結婚のような周囲によるマッチングが行われなくなったことが理由であるとされており、いわゆる婚活支援の一層の取り組みが必要な状況にあると考えております。

2点目の出会いの場づくりについてお答えをいたします。現在、出会いの場づくりにつきましては、市民同士の身近な出会いの創出、生活圏域である飛騨地域の中での出会いの創出、そして全国の遠方の方々との出会いの創出としたこの3つの枠組みによる視点で展開しています。

まず、市内での出会いにつきましては、社会福祉協議会の出会いサポートセンターにおいてベテランの結婚相談コーディネーターと7名のお世話焼き人により、日々地道な相談支援を行っています。昨年度は年間延べ210件の相談、対応を行い、3組のお見合いの実施、成婚実績も3組ございました。

次に、飛騨地域内での出会いにつきましては、飛騨3市1村が共同して合同会社リチェルカートという婚活専門業者に委託をし、登録会員制度も設けながら婚活イベントやお相手紹介、婚活研修などを行っています。飛騨市民の関係では、昨年度11名の方のお見合いを実施、14名の方へのお相手紹介もあり、7名の方が交際相手を見つけられて2名の方が成婚に至りました。

これらの取り組みは、基本の取り組みとして市民周知を図りながら、市民の皆さんにそれぞれの人の縁も活かしながら、出会いの機会の創出にお手伝いいただけるよう呼びかけにも力を入れていきたいと思っております。

さらに、全国遠方の方々との出会いの場づくりにつきましては、昨年度、新たな企画として全国規模の婚活業者と連携したバスツアーの実施により、都市部の未婚女性を飛騨市へ招き、市内男性との出会いの機会をつくることを計画しておりましたが、コロナ禍で実施できませんでした。そのため、今年度は、コロナ禍でもできる遠方との出会いマッチングというかたちで、合同会社リチェルカートに市独自に委託しオンライン婚活を導入しました。

先月、市として初めて2回のオンライン婚活を実施したところ、6組のカップル成立となりました。成立したカップルの遠方の女性には、市より飛騨市へお越しいただく旅費を1回分支援するようにしており、今後の事後フォローも行う予定です。このオンライン婚活はコロナ禍の中での工夫として初めての実施でしたが、経費もかからず、参加者も非常に参加しやすいため有益な新しい手法となりました。今後さらに推進していきたいと思っております。

3点目の地域での協力体制についてお答えをいたします。結婚支援につきましては、結婚支援につきましては、市でご尽力いただいている社会福祉協議会やリチェルカートなどとも定期的に意見交換を行っておりますが、その中でも出会いサポートセンターの相談支援コーディネーターや7名のお世話焼き人でも、マンパワーの限界があるということもお聞きしており、広く市民の皆さんがそれぞれのお立場で知り合いや友人に婚活機会への参加へ背中を押していただくことが必要といった課題を市としても捉えているところでございます。



議員ご指摘のとおり、まずは市民の皆さんに市で展開している様々な婚活機会についてわかりやすい情報発信に努めていくことともに、そうしたイベントや相談会等の周知の際にご家族やお知り合い等への参加の促しなど、日ごろの関係性の中でお声がけが可能な方に背中を押していただけのような啓発も必要と感じております。今後の情報発信の中でそうした呼びかけの文言等も入れながら、市民の皆さんからの声掛けの動きも促進されるよう努めてまいります。

4点目の飛騨市結婚支援事業補助金についてお答えをいたします。今ほどの答弁でも申し上げましたように、市民の皆様の様々なつながりの中で、ご家族やご友人等への婚活機会への参加などお声掛けいただけるような機運を熟成していくためにも、市内団体等に市民レベルでの婚活の機会創出なども積極的にしていくことが必要との観点で、昨年度、市民団体等への婚活活動の支援補助制度を創設しました。

しかしながら昨年度の実績は、市内1地区で地域の未婚男性に男塾として研修会を開催されたものへの補助1件に留まりました。市としても周知不足であったと考えております。議員ご指摘のとおり、各種市内のまちづくり団体や企業などへ、こうした補助制度の周知や市内の婚活事業の実施情報を提供し、市民レベルでの婚活支援活動や声かけが徐々に広がっていくよう周知に力を入れてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（小笠原美保子）

丁寧な説明をありがとうございます。よくわかりました。順番にお聞きしたいんですけど。取り組んでくださっているのが本当にちょっとずつ、ちょっとずつ実を結んでいて、もう地道にやるしかないんだなというのはよくわかりました。自分に関係がないと地域の方もその協力もする気もないし、どうすればいいのかわからないというのが一番大きなところだと思います。私、出会いサポーターの方とちょっとお話をさせていただく機会があったんですけども、そこを一番、やっぱり心配していらっしゃって、そのサポーターさんたちが本当に日夜、もうあそこに若い男性がいらっしゃると言えば、会いに飛んで行って話をしたりとか、常々頭に置いて活動を本当に頑張ってくださいています。

でも、それ以外の方って、私も含めてなんですけども、やっぱりそういう気が余らないというか、意識がないというのを心配してみえるので、できれば、少しでも手伝っていただける方とか、今言ったように美容師さんとか、多くの方がゆっくりお話をして、うちにも息子がいるんですけどというお話が気楽にできるところをつなげていけるといいなと私は思っていますけども、そういった何か具体的にというのはお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

わかりやすい情報発信に努めていくことはもちろんなんですけども、もう少し先ほど申し上げましたコーディネーターの方以外の市民の皆さんに声かけ等も促進していただけるような、もう少し積極的な取り組みをこちらとしても行っていきたいなということを思っております。

○1番（小笠原美保子）

市の職員さんで婚活担当というのはいらっしゃるんですか。何をしていらっしゃるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

専任ではございませんが、正職員で1名おります。

仕事内容といたしましては、今ほど申し上げました飛騨市内でのコーディネーターさん、それからお世話やき人さんとの連絡調整ですとか、あるいはその3市1村でのイベントの調整、それから全国展開しております婚活のイベントの調整等をやっているところがございます。

○1番（小笠原美保子）

わかりました。今のコロナでオンラインに変わったというのをおっしゃっていたんですけども、致し方ないとは思いますが。ただ、そのオンラインで知り合っても、実際にお会いするというのが基本的なとこだとは思いますが、さっきおっしゃっていた1地区で男塾というのをされたとおっしゃっていたんですけど、伺ったところ、結局、人と人のコミュニケーションをとるのが苦手な方が多いって。その基本的なコミュニケーションのとり方の講座みたいなのをされたというのを伺っています。

なので、そのネットで知り合って、そのときはいいけど、実際に会うときにすごく、何を聞いたらいいかわかんないとか、何をしゃべればいいかわからないという方が多いとは思うので、ここらへんのところ、講座みたいなものが継続してあるといいなというのは思います。そういったときに、今の補助金を使えるということなんですけども、これは、例えば継続して使うということとはできるんですか。今の1回きりですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

この補助金につきましては、継続は可能でございます。ちなみに補助金を交付いたしました研修につきましては、今ほど議員おっしゃったように独身者研修というようなかたちで、相手との出会いを成功させるためにはということで、講師の方から約10名の方に研修をされたということで聞いております。

○1番（小笠原美保子）

わかりました。ありがとうございます。一朝一夕に結果が出るものではないと思いますが、そういったその対象の方々が、まずはご本人の意識が一番大事なところだとは、もちろん思っていますので、こういうのがあるよというの、回覧板でよく見るんですけども、もう少し知らせていただけると、まず、やっぱりご家族とか、お父様、お母様のご心配してらっしゃる方にとっても、取り組みやすくなるのかなと思うので、ちょっと頑張ってくださいと思います。

やっぱり人口減少だったりとか、働く場所のことだったりとかといういろいろな問題があるんですけども。もちろん、まず結婚して家庭を構えてもらうというのも大事なことだと思うので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

次にカミオカラボについてお尋ねいたします。神岡にはノーベル物理学賞を受賞された小柴昌俊先生が研究していたカミオカンデや梶田高明先生が研究されているスーパーカミオカンデなど、東京大学や東北大学の宇宙物理学研究の世界最先端の施設が所在しています。飛騨市にも、この世界最先端の施設を見学したいという声が多くあり、東京大学宇宙線研究所と東北大学の監

修のもと、いつでもその研究内容に触れ、体験できる施設として飛騨宇宙科学館カミオカラボが2019年に設立されました。

カミオカラボは、このような研究の魅力を広く伝える日本国内でも珍しい施設であり、専門的な知識がなくても、迫力のある映像やゲームで体感しながら小さなお子様から年配者まで、どなたでも楽しく学ぶことができます。市内でも人気のある観光の施設です。

また、道の駅、宙ドーム神岡に併設した科学館でもあり、食事や休憩を兼ねて利用する方も多く、大変賑わう場所でもあります。

そこで、飛騨市にとって大切な場所でしょう。カミオカラボについてお尋ねいたします。1点目は開館の状況についてです。ホームページによると7月30日の更新で「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、カミオカラボは2021年8月および9月の開館日程を一部変更させていただきます」とあり、通常、毎週水曜日定休が木曜日も追加され、さらに開館時間が1時間の時間短縮も出されていました。緊急事態宣言が発令される以前であるのに、この夏休みのタイミングで、なぜ休館日や時間短縮をされたのでしょうか。

2点目は運営状況についてです。8月3日に運営関係者と話す機会があり、次の内容を行政に直訴して欲しいと要望されました。スタッフが5人から3人体制になったため、人員が不足し、ローテーションが組めないこと、お昼休みもろくにとれない、お休みも組めない、夏休み期間のため来館者は普段の倍以上あるのに仕事がまわせないと伺いました。

そこでお尋ねいたします。本来、管理者側で解決しなければならない問題ではありますが、緊急事態宣言解除後は通常の開設や運営に戻れるのですか。また、9月7日付の岐阜新聞に、6日の午後4時から都竹市長とNPO法人飛騨アカデミーの方が面談されたとありました。午後5時から指定管理の協議もされたと思いますので合わせて伺います。

3点目はカミオカラボの発展についてです。2027年の実験開始を目指すハイパーカミオカンデは、本年5月28日に着工記念式典が行われ、今後、ますます世界の注目を浴びることとされます。このことから、カミオカラボにも多くの方の来館が見込まれます。今後のお考え、取り組みをお尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

カミオカラボについてのお尋ねがございました。全て私から答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の開館の状況と運営の状況につきましては関連がありますので一括してご答弁申し上げます。カミオカラボの案内業務でございますけども、もともと1日あたり2名～3名で行っておったわけです。

しかし、昨年コロナになりましてから、昨年夏からなのですが、コロナ感染対策として入場制限とか定期的な設備の消毒が必要となったために、職員の休日調整も含めると、2～3名であったものが今度は4～5名必要な状態になったと、こういう状況です。この為、市の職員もこれに協力いたしまして、何とか対応しておったわけでありまして、7月に指定管理者の職員1名が退職されまして、指定管理者から補充が速やかに行えないため臨時的な措置として休館日の追加並びに開館時間短縮をしてほしいというお申し出をいただいたところでございます。市とし

ても現場のスタッフの負担を考慮しまして、やむを得ず許可をしたという事情でございます。

したがって、休館や開館時間の短縮は、あくまでも一時的なものというふうに考えておりまして、指定管理者によるスタッフの募集等で人員確保ができれば、速やかに従来の運営体制に戻っていただくという予定でおるわけでありまして。

それで、9月6日に指定管理者と面談をしたわけでありまして、これにつきましては指定管理者からのお申し出がありまして、市長室の方でお会いをいたしました。

そこで、まず、はじめにカミオカラボの今後の運営方針等について確認したいというお話がございまして、私からは、施設の位置づけなどは開設当初から何ら変更はない、今後についても変わらないということを明確にお伝えいたしました。

また、指定管理という運営方法につきまして、実質的には業務委託に近いものですから、指定管理としてはややイレギュラーな形態ではあるということはあるものの、開設の段階から、この施設を強い志を持って支えていきたいという神岡の町民の皆さんの熱い思いをお聞かせいただいて導入したという背景がございまして、意欲ある方々に運営を担っていただきたいという思いは、いささかも変わっていないという旨も併せてお伝えをしたところでございます。

さらに、この施設はコロナ禍においても大変人気が高うございまして、注目されている施設でありますので、今後も発展させていきたいという旨も併せて申し上げました。

一方で、今回、明らかになったような人手不足、これは大変、懸念しているということも申し上げまして、次回の指定管理者制度の審査にあたって、当然、人員がしっかりと確保されることは指定の前提であるという旨も併せてお伝えしたところでございます。

次に3点目、カミオカラボの発展というお尋ねでございます。カミオカラボにつきましては、先程も申し上げましたが、このコロナ禍にあっても近隣市町村からの修学旅行の目的地というかたちでもご来館いただいております、大変注目をされておるといふふうに認識しております。コロナ終息後には、より多くの来館者を招き入れる観光の施設という面もございまして、また、そのハイパーカミオカンデの着工やKAGRAの本格的な観測開始というタイミングになってきているということを踏まえまして、神岡における宇宙物理学研究のアウトリーチの場という位置付けも、いよいよ高まっていくものというふうに考えております。もともと、カミオカラボにつきましては、こうした展開、宇宙物理学研究の展開がございまして、開設時そのままの状態をずっとその状態で運用していくというつもりはございませんので、5年～6年程度のサイクルで、紹介映像や体験型展示の更新、各コーナーの展示内容の見直しなどのリニューアルを行うという方針でございます。そのためにふるさと納税を活用した積立を行っております、現在その額はオープンして2年目の昨年度末、令和2年度末で6,441万9,000円という積み立てを行っております。

今後、さらにこの積立金を増やしていきまして、この後、また2027年にハイパーカミオカンデ完成予定ということになっておりますし、KAGRAとかカムランドの研究成果も見定めながら研究機関の先生方とも相談して、リニューアルの時期とか内容とかを検討して参りたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。現状がよくわかりました。

残念だなと思うのが、やっぱり人手がないから開けられないというのがすごく残念で、居ないものはないから仕方がないという理屈かもしれないんですけども。私、こういう言い方は余りしたくないんですけども、民間だったら、たとえ1人であろうと、お昼休みがなかろうと、いらっしゃるお客様がある限り開けます。そのところはすごく意識が、私としては管理者側の意識が足りないなというのを正直すごく思ったんですね。

なので、今回ちょっとここで取り上げさせていただいたんですけども。8月12日、2回目の木曜日ですね。木曜日休むと言われてから、私、その12日お盆前だし、まだ、緊急事態宣言も出ていないし、どんな状況かと思って見に行ってきました。本当に30分間見てただけで13組の方が帰られました。それも皆さん諦め切れずに、休館ですという札を見て、「何と休みか」という感じでがっかりして帰られたり、ひどい人はその「休館」というのも写真を撮って帰られる方もいらっしゃったぐらいで、30分で13組と単純に考えると、1日ですごい数の方ががっかりして帰られるんだなと思って見ました。

様子を見てみると半数ぐらいの方は、お食事どころも、お土産物屋さんも見ずに、もうそのまま出て行かれる方です。あと半数ぐらいは、ちょろちょろっと土産物も見たりとかするんですけど、皆さんもすぐ手ぶらで出てこられる。ちょっとがっかりして次へ行こうという意識になってしまうのかなと思って私は見てきました。

なので、そうやって思ったときに、人手がないというのはわかりますけど、どなたのための施設なのかというのを考えたら、どこからいらっしゃったかわからない方も中にはあるじゃないですか。すごく遠くから見えた方が楽しみにいらっしゃったかもしれない。夏休みなのでお子さん連れがやっぱり多かったんですけども、お子さんも本当に「ええー」なんて言いながら帰っていく様子を見ましたけど、そういった思ったときに、もったいないなって正直、思っていました。

なので、その意識のところ、例えば今、募集をかけてらっしゃると思います。人数はそろいかもかもしれません。その後、そういう意識の方々に後々お任せしても大丈夫なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

最初、指定管理者の場合は新規の場合3年ですから、今度、更新といいますか、再度の募集になるんですが、そうした意欲とか、そうしたことも含めて、やっぱり審査ということになってくるんだというふうに、先ほど申しましたように、ここはもともと少しいレギュラーな形態で、業務委託に近い状態に近いですから、指定管理というかたちが適当でなければ、また違う形態ということもあるのかもあるかもしれませんが、ひとまずは、先ほど申し上げましたように非常に強い熱意で神岡の皆さんおられるわけですので、その辺りも含めて、今、議員おっしゃったことも含めて、しっかりお話を聞かせていただいた。そうした審査の中でしっかりその辺りの評価をさせていただくということになるのかなと思います。

○1番（小笠原美保子）

あと、今、単純にちょっと思ったんですけど、例えば、ほかの指定管理の施設で同じような状況になって人手が足りなくなったら、同じような対象でもいいんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

指定管理という仕組みなので、運営をお願いしているわけなので、人が足りませんので閉館とか休館というのは基本的にはないというふうに私たちとしては思っています。市の直営の施設ですと、やっぱりこれは自分たちの問題ですから、自分たちの責任で人を集められませんということは、それはもう自分にはね返ってくる問題ですけども、指定管理の場合はお願いをしておりますので、基本的にはそういうことはないのではないかと思います。

ただ、神岡という地域は人手が非常に集めにくいのは事実です。ですので、これはこのカミオカラボということだけではなくて、介護もそうですし、例えば今、割石温泉なんかでも、シルバー人材センターの人自体がなかなか確保できないような状態です。

なので、今後これは神岡の特性ですが、人の移動が他の地域と少ないものですから、高山から働きに来るとかというケースが非常に極めて少ない地域ですので、これは公共施設全般です。あるいは介護施設とか病院もそうですけども、全体的に神岡地域の人手の問題というのは、今もかなり深刻ですが、今後さらにそれが強まってくるので、これの対策というのは少ない人でできるようにするというところに結局はなるんですけど、考えていかざるを得ないというふうには全体的には思っております。

○1番（小笠原美保子）

その運営の中身なんですけども、市の職員も2名いらっしやったと伺っています。役割が違うとは思いますが、今みたいに閉めなきゃならなくなる前に職員さんたちは状況を把握していらっしやっただということはないんですか。普通だったらちゃんとその様子を見ていて、何かしらこうしたらとかというアドバイスがあってもよさそうかなと私は思ったんですけども、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと具体的なところは神岡の振興事務所長から答えてもらいたいと思いますけども。もちろん市の職員はあそこに、本来は案内業務をする職員ではないんですが、宇宙物理学支援担当の職員を配置しておりますので、あそこにももらって特にカミオカラボの立ち上げ期は一緒になってやってもらうということでやってもらっておりましたので、ある程度のことは把握しておったのではないかと思います。神岡振興事務所長のほうからご答弁をお願いします。

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

おはようございます。1名退職という非常に残念なことになっておりますけれども、もう、やはりちょっと兆候というか、体調的なところもございまして、そのへんのところを状況はある程度、把握をしておりましたけれども、ちょっと急展開というところもありまして、対応がなかなか早急にはできなかつたという旨がございまして。

○1番（小笠原美保子）

急展開なら仕方がないかと思うんですけど。指定管理ということは管理費も発生していると思います。ほとんど人件費だということも伺っておりますけども、今の事業計画に何人とかとあげてあ

って、それでこういうふうには営業をして、この管理費というふうだと思んですけども、これだけ人数が減って、ましてや閉めるというところがあるということは管理費の中でも調整とかはされるお考えはあるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

指定管理者制度というのは基本的にはこの金額で必要な人員を配置していただいて、管理を行っていただくというのが大前提でございます。今しがた申し上げましたように、ちょっと不測の事態で、今はこのような状況になっておりますけども、先ほど市長からの答弁にもありますように、早期に平常時に持っていくということを今のところ想定をしておりますして、そのための準備も、今、指定管理者側ではしていただいているところでございますので、指定管理料につきましては想定しております指定管理料を継続してお支払いする予定でございます。

○1番（小笠原美保子）

しつこいかもしれないんですけど、今の緊急事態宣言が今月いっぱい終わります。そうすると通常に戻すかたちになるのか、引き続きお休みを多くして開けるのかわかりませんが、1ヵ月の間に人手が集まる見込みはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

先ほどの答弁にもございましたように、指定管理者側も人の確保について努力をされております。

しかしながら、先ほど市長が答弁されましたように神岡地域特有の人が集めにくいという事情もたしかにございます。ここは公の施設でございますので、スポット的にシルバー人材センターですとか、シルバーの人材も少ないんですけども、本当のスポットで、例えばコアタイムと呼ばれているところの午前11時から午後2時こういったところが一番、人がたくさん訪れて、どうしても入館制限をしなくてははいけない。入館制限をするということになると、そこに当然、人手が要するというそういったスポットのところの人材を何とか導入いたしまして、公の施設としての役割を全うしていきたいというふうに考えております。

○1番（小笠原美保子）

ぜひ、そこは公の施設として頑張っていただきたいと思います。今度はちょっと発展的なところをお聞きしたいんですけども。先ほど、5～6年でリニューアルされるとお話に出てきたんですけども、切りがいいところでリニューアルをされた時点で、例えば入館料をいただくとかというところの設定の変更とかはお考えはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

カミオカラボにつきましては無料ということで当初からやっておりますが、ここまでの皆様のご評価とかいろいろなものを評価して、そこについては、また改めて検討するのかなというふうに思います。両面ありまして、無料だからこそ全体としての集客につながっているということ

もでございます。ただ、100円でも150円でも取ることによって逆に団体なんかを寄せやすくなるという側面もあるということも伺っておりますので、天秤にかけるとのことだと思っております。それで賄うという、人件費を賄うとか運営費を賄うということではなくて、むしろ、それがどういう効果をもたらすかというところで入場料については判断をしていくのか、これは市の施設全般にそうですけども、入場料で賄えているというものはほとんどありません。むしろ、その入場料とは一体何なのかということも議論する中で、最終的には考えていきたいと思っております。

○1番（小笠原美保子）

そうですね、いろいろな受け止め方があるとは思いますが。ただ、私はお金をいただくことで管理者側の意識というものも高まるかなというところはあると思ったので、ちょっとお尋ねしたところです。カミオカラボはここまで、頑張っていたきたいと思います。

次に、飛騨市の強みを生かした今後の取り組みをお伺いいたします。現時点ではゼロコロナというのは不可能であり、終息まで何年かかるか見通しが立たない状況です。この先、感染者が出る、緊急事態宣言が発令される等の繰り返しで経済活動や人と人との交流の場がさらに減ることになります。飛騨市においては、ありがたいことに、まだ深刻な状況にはありません。

また、コロナ禍の中でも自由な発想で力強く経済をまわす働きをしている自治体もあります。例えば静岡県では感染症予防に免疫力向上が必要だとして「静岡の名産品の緑茶には免疫力向上の効用が証明されている。ぜひ、お茶のある生活で健康増進を図っていただきたい」と茶産業の振興を図りたいと意欲を示しております。

また、群馬県草津町では、感染者数が少ないということもあり、群馬大学に温泉水の調査を依頼したところ、草津温泉水には新型コロナウイルスを99%以上不活化する効果があると発表されました。温泉地であり、入浴客の安心につながるよう観光客に積極的にアピールしております。

そこで、草津町企画創造課にお尋ねしたところ、全国的に注目されお問い合わせも多いようです。7月時点の総入込客数は20万9,828人で前年比を上回り、コロナ禍でも知恵を絞って経済活動に力を入れております。飛騨市においてもコロナ時代のニーズに合わせて例えば、免疫力向上や除菌効果のあるもの、薬草や農産物等、自然の多い土地柄を活かし新しい価値の創造で発展できませんか。今後の取り組みをお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

コロナの中での飛騨市の強みを生かした今後の取り組みということでございます。

今、ご質問いただいたんですが新型コロナは感染症という病気ですから、議員ご提案のように免疫力を高める、あるいは除菌効果があるというかたちの中で、それを訴求して地域振興やビジネス機会の創出に繋げていくという流れがあることは承知しているところです。

ただ、私自身は、行政としてこうした取り組みを進めるためには、正しい医学的な見地に基づいたものとしていくことが不可欠だというふうに考えております。

例えば、コロナが広がった初期のころに免疫力を高めることでコロナを撃退しようというような発想のことが色々ありまして、免疫力アップに繋がる食事などがもてはやされた時期もございました。



しかし、現実的にはコロナの感染力、病気の特徴が分かってくるにつれて、実際に感染し、重症化する方々が増加する中で、そのようなトレンドはむしろ薄らいでいっているのではないかと私は見ております。

また、例えば薬草やお茶、水など免疫力を高めるとか予防に効くという話もございますが、これらは中々公に言えることではありません。薬機法、昔で言う薬事法と言う法律がございますから、その効果効能をうたうということは、例えそれが証明されたとしてもできないという制約もあるわけがございます。

したがって、こうしたことを考えますと、コロナ禍で地域振興を図っていく上では、免疫力の向上や除菌効果ということを表に立てていくのではなくて、むしろ飛騨市の強みである大自然、例えば天生湿原など、いくつかの湿原がございます。豊富な自然資源として農産物もございまして、鮎などの水産資源もございまして。

それからコロナの中でも密を避けた屋外でのアクティビティも飛騨市にはあり、レールマウンテンバイクはその筆頭であります。

それから心身の健康志向への関心は、たしかにトレンドとして高まっていますが、その中では薬草、クアオルト健康ウォーキングなどがありまして、これらはいずれも世の中のニーズに合致していると思っているので、こうしたものをコロナの中だからこそ、より強く訴求していくことが、結果として議員のおっしゃる免疫力なり、様々な除菌効果なり、そうしたものの一般の方々の感覚と合ってきて、それで飛騨市という地域が受け入れられていくことに繋がるのではないかと考えていますので、今申し上げたような考えの中で取り組んでいきたいと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○1番（小笠原美保子）

わかりやすくありがとうございます。キャンプ場は私もとてもいいと前から思っていたんですけども、実はこの間の土曜日の日に、平湯のキャンプ場がどんなあんばいかちょっと通りすがりに見えました。結構、夏もあそこは満杯な感じだったんですけど、今、この肌寒くなっているお客さんはいらっしゃっていて、本当にそのキャンプ場というのも1人キャンプをされる方も増えていますし、ニーズは本当に高まってきているなというのは感じます。きっと宿泊業者さんとかホテルとかというのは、とりにくい状況というのもあわせてあるのかなと思うんですけども。飛騨市にもその自然の中でキャンプ場もありますし、取り組み方次第では、たくさん人が来てくださり、来たら、来たで住民の方も心配されるかもしれないんですけども、やはり、そういった取り組みというのが大事だと思うんですけども。ぜひ、やっていただきたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大きなキャンプ場、流葉がありますし、山之村がありますし、それから森林公園のキャンプ場もあります。ここ最近見ておまして、今、流葉の指定管理者が変わって、キャンプ場が本当に様変わりしておまして。ロッジ、コテージなんか大変きれいにして、手入れして、非常に魅力的なカタチで本当に生まれ変わったような感じですよ。

それから森林公園のキャンプ場も指定管理者が変わりましてから本当にお客さんの入りが多

くなって、やっぱり全体のトレンドをつかまえるしっかりとした運営があれば、キャンプ場というのは今の時代、非常に大きく伸びていくんだということを改めて痛感をしています。その意味では、先ほど申し上げたような大自然の存在、これほかにもナチュラルもありますし、そうした屋外で宿泊するといえますか、そうしたところなんか、やっぱりこれから訴求ポイントになっていくんだろうなというふうに思いますので、やっぱり魅力的なところにしっかり運営者のほうで仕立てていってもらおうということが大事かなと、現にそういう例を、ここを見てきていますと、それを強く感じます。また、よく指定管理の事業者、運営の事業者の方々と意見交換しながら大きな流れをつかんでいけるよう進めていきたいと思っております。

○1番（小笠原美保子）

前向きなお話でうれしく思います。よろしく申し上げます。運営者さんが一生懸命頑張ってくださいっているというのを、例えば今、結構はやっているのがSNSでインフルエンサーの方たちをお願いをして、どんどん広めていくとか、いろいろなやり方があるとは思いますが、昨日も質問に出たように、飛騨市はファンクラブがあったり、関係人口の方が多くいらっしゃるの、そういった方たちにも意識して、あと広めてもらうとか、お手伝いしてもらおうというのがあるのかと思いますけど、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

飛騨市ファンクラブに部活をつくっているんですが、キャンプ部というのがありまして、飛騨市ファンクラブキャンプ部というのは流葉のキャンプ場を1つテーマにして、ファンクラブの会員とか、いわゆる関係人口と言われるような方々にお手伝いをしていただいたりして、より魅力的なところにしていったり、PRをしていくような取り組みということで、今、始めてくれています。飛騨市としては飛騨高山大学のボーディングシップの取り組みの素材に位置づけていまして、飛騨出身の静岡大学の学生さんがキャンプ部の部長になって、その辺りを考えてくれているというような取り組みが、今進んでいますので、こうしたものはモデルになると思いますので、同様のことを続ける中で、ほかのキャンプ場とかアウトドアのいろいろな施設がございますので、そこらへんの活性化につなげていければなというふうに思います。

○1番（小笠原美保子）

よくわかりました。ありがとうございます。やっぱりもう皆さんコロナ、コロナで我慢が続いたり不安だったりする中で、やっぱり住んでいる飛騨市を大切に思う心とか愛する気持ちで、毎日に希望を持って元気に生活していただきたいと思っていますので、これからも、ぜひ頑張りたいと思います。これで質問を終わります。

◎議長（澤史朗）

以上で1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。再開を午前11時05分といたします。

( 休憩 午前10時58分 再開 午前11時05分 )

◆再開

◎議長 (澤史朗)

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

9番、前川議員。

[9番 前川文博 登壇]

○9番 (前川文博)

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。今回、大きく3点、質問させていただきます。

1つ目です。飛騨市学園構想の現状についてお伺いをいたします。内容は4点ございます。1つ目、飛騨市学園構想に特例校制度を活用したらどうでしょうか。

2点目、学校運営協議会と地域学校協働本部、地域住民、保護者のつながりはどうなっているのか。

3点目、保育園、学校、校種間の交流の実施はどうなっているのか。

4点目、保、小、中、高、特、15年間をつなぐ課題解決型学習の実施についてです。

文部科学省は2022年度から小中学校等の授業時数配分について一定の弾力化による編成を特例的に認める授業時数特例校制度を導入すると発表いたしました。創設される授業時数特例校制度は総枠の授業時数、時間数ですね。これはこれまでと同様に確保されます。カリキュラム、マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大となり、教科ごとの授業時数の配分について一定の弾力化による特別の教育課程の編成を認める制度です。学年ごとに定められた各教科等の授業時数について1割を上限として標準授業時数を下回って教育課程を編成し、別の教科等の授業時数に上乘せすることができるものです。対象となる学校種は小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程で、対象となる教科等は小学校が国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語です。中学校が国語、社会、数学、理科、第1学年の音楽、第1学年の美術、保健体育、外国語です。道徳や特別活動等、年間標準授業時数が35単位時間以下の教科等は対象外となります。

充実する学習内容の例には言語能力、情報活用能力、問題発見、解決能力といった学習の基盤となる資質・能力の育成、伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土、地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育といった現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成があげられています。この特例校に近い内容を飛騨市学園構想では取り入れているのかなと感じております。

飛騨市学園構想は2020年～2022年の3年間で推進するプロジェクトが3つあり、この9月で計画の約半分の期間が過ぎようとしています。特例校制度の活用や3つのプロジェクトについて次の4点について伺います。

1点目、飛騨市学園構想では予測困難な時代を生きる子どもたちに幸せな人生と持続可能な社会の創り手となる力を育もうとあります。また、学校教育の方針には「志を語り合い、しなやかに挑み続ける飛騨人を育む、校長の経営方針を基に児童生徒にどのような資質・能力を育むのか

を明確にし、全教職員が目標を共有して指導改善を進め、家庭、地域と協働して未来の創り手に必要な資質、能力を一層、確実に育む」とあります。飛騨市学園構想に令和4年から始まる特例校制度を活かすことができるのではないかと考えますがどうでしょうか。

2点目、2020年4月に全小中学校に学校運営協議会が設置されました。市内を古川小学校、古川西小学校、河合小学校、宮川小学校、神岡小・中学校、古川中学校、山之村小・中学校の7校区に分けています。HPやフェイスブックでは活動の様子が発信されています。各学校区には3～5名の地域学校協働活動推進員がいます。今はコロナ禍であり、当初の予定していた活動ができない事もあると思いますが、この1年半近くでの学校運営協議会と地域のつながり、地域をつないでいく活動はどれくらい、どのように行われたのか伺います。

3点目、学園構想のリーフレットにはWEB会議システムによる合同授業等の実施を行い、異年齢や他校との交流を積極的に行い、資質、能力を身につける。保、小、中、高、特をつなぐ課題解決型学習の計画とあります。タブレットの整備も進みICT環境も整備されてきています。これまでの実施状況と今後の計画はどのようになっているか伺います。

4点目、リーフレットでは保育園から高校までの15年間を飛騨市で行う一貫教育のような図があります。保育園は2018年に保育所保育指針が改定となり、小学校とのつながりは強くなってきています。高校については飛騨市の市立学校としての位置づけとして協力体制をとっています。

しかし、高校と特別支援学校は設置者が岐阜県であり、岐阜県教育委員会の管轄です。飛騨市がどんなに頑張っても市立学校にはなりません。保、小、中、高、特15年間をつなぐ課題解決型学習の実施はここがキーポイントとなると考えています。どのように岐阜県との連携をしていくのか、お伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

飛騨市学園構想の現状について、4点お答えいたします。

飛騨市学園構想への特例校活用についてですが、授業時数特例校に申請することは考えていません。たしかに飛騨市学園構想では課題解決力の育成を中核目標に位置づけ、地域を題材にした探求的な学びをする総合的な学習の時間の充実を図ろうとしています。

しかし、その基盤となるのは各教科で身に付けた力です。教科の学習で基本的な探求のプロセスや思考力、判断力、表現力、さらに考えるための知識、技能などがしっかり身に付いてこそ、個々の課題に向かったときそれらが活かされ、充実した課題解決型の学びを創ることができるのだと考えます。また、その教科だからこそ身に付けられる見方考え方があります。こうした多様な見方考え方は豊かな発想を生みます。

そのために、今、学校では全ての教科、領域で主体的、対話的で深い学びを創り出すことに注力しています。「勉強は先生に教えてもらって覚えること」から「勉強は、自分から立ち向かい、仲間と考えを出し合い、調べ、工夫して、最適解を見つけること」への意識改革が図られ、勉強は大変だけど面白いと実感できたら子どもたちは自ら問いを見つけて動き出すと考えます。

したがって、現段階で標準授業時数を変える必要性を感じていません。地域題材のカリキュラ

ムも固定していない現状では、かえって混乱を引き起こすことも懸念されます。今後、取り組みが成熟して次のステージに向かったり、ICT等の進展で学び方が変化したりする中で必要性が高まり検討することもあるかと考えます。

2つ目の学校運営協議会と地域学校協働本部、地域住民、保護者のつながりについてお答えします。議員がごらんいただいている市内7校区の学校運営協議会や地域学校協働本部の活動は、飛騨市学園構想のホームページやフェイスブックで情報発信しております。各校区、地域の特色であるマンパワーや教育資源を活かし子どもたちの資質・能力の育成に向けて、地域総がかりの教育を目指した積極的な活動が展開されております。

この1年半での学校運営協議会と地域のつながり、地域をつないでいく活動をいくつか紹介します。総合的な学習の時間や各教科、道徳等において子どもたちの課題解決能力や探求心を高めるために地域住民がその専門性を活かした講師として授業に参画しています。これは全ての小中学校で実施されています。こうした講師の派遣など、学校のニーズに応えることは学校運営協議会や地域学校協働本部の連携、協働が必要です。より多くの地域住民が授業を通して、子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤づくりとつながりづくりを実施しています。

古川西小学校や神岡小学校では運動会の実施に向けてグラウンドの草取りを、地域住民、保護者、スポーツ少年団関係者、教職員等、多くの参加者によって実施され、美しいグラウンドで思い切り運動会ができました。

宮川小学校マラソン大会は教職員が5人しかいないことで、町内コースをあきらめ校内で走るしかないという学校課題に対して、昨年までの記録更新を目指して毎日走ってきた子どもたちのためにいつもの町内コースを走らせてあげたいという地域住民の強い願いから、地域学校協働活動推進員が地元シニアクラブやボランティア団体、警察等に呼びかけ、多くの地域住民の協力の元、町内コースで大会が実施できました。

河合小学校では、子どもたちが学校で学んだことを実際に地域で生かす場、学校ではできないことを挑戦する場として、放課後や夏休みを活かして商品開発や販売方法、集客の検討など、大人のサポートのもとに学び、児童が出店する「河合っ子マルシェ」という企画も進められています。どの学校でも学校課題の解決や子どもたちの資質・能力を高める活動のために、地域が主体となり、参加者の知恵とマンパワーで解決した事例等が、CS（コミュニティスクール）&地域学校協働活動レポートとして飛騨市学園構想のフェイスブックおよびホームページにたくさん掲載しています。

こうして、コロナ禍においても学校と地域が連携・協働して子どもたちのために、学校運営協議会と地域学校協働本部がつなぎ役となり、地域住民や保護者の参画を得ながら各校が特色ある創意工夫した教育活動を進めています。

3つ目の園、学校、校種間交流の実施についてでございます。異年齢や他校との交流はコミュニケーション能力や人間関係形成能力といった資質・能力を高めるだけでなく、自他のよさを認識したり多様性に気づいたりすることにもつながります。

だから、これまで同学年の交流や小・中学校交流だけでなく、保育園との交流や特別支援学校や高等学校と小・中学校との交流もたくさん行ってきました。例えば、飛騨神岡高校のロボット部生徒から小学生がプログラミングを学ぶ、吉城高校の写真部から指導を仰いで宮川小学校児童がタブレットPCでの撮影に挑戦する、飛騨神岡高校の文芸部の先生が小中学校の授業に関わる

、中学校の防災学習の授業で高校生が講師として学習を進める、高校部活動と中学部活動の合同練習や練習試合などの例があります。コロナ禍で現在、控えている内容もありますが、特別支援学校の児童生徒と古川小学校6年生と一緒に地域の皆さんの協力のもとグラウンド脇にひまわりを植えて交流しようとしたことは、今だからこそ実現した、工夫した交流でございます。

また、コロナ禍で直接交流が難しくなったことにより、Web会議システムを活用した合同授業や交流授業という新たな校種間交流が進展しました。河合小学校は、中津川市立加子母小学校からの紹介で、岐阜県美術館のオンライン授業に参加し、現地へ行かなければ鑑賞することのできない数々の作品を電子黒板の映像を見ながら学芸員の説明を受け、加子母小学校の児童と感想交流をしました。国語の授業では飛騨神岡高校の先生や文芸部の生徒にオンライン上で俳句の指導を受けました。複数の学校をつないで体育、音楽等の合同授業を行う計画も立てています。そのほかの学校でも、タブレットPCで作成した「学校や我が町紹介動画」による県内外の学校との交流や英語を使った海外の学校との交流等、子どもたちが探求心や課題解決能力を活かして調べ、まとめた情報をコミュニケーション能力や表現力を活かして発信するという取り組みを計画しています。今後も対面とオンラインのハイブリッドで、年齢や環境、文化等の異なる多様な人々との交流を推進し、広がりや深まりのある学びを創っていきます。

4番目の飛騨市学園構想と高校との連携についてでございます。

県教育委員会と市教育委員会、どちらも学習指導要領をもとに方針を立て、教育課程を組んでいます。したがって、根本の考え方は同じです。飛騨市の両高校は飛騨神岡高校の連携型中高一貫教育、吉城高校のYCKプロジェクトの授業で早くから積極的に地域連携を進め課題解決能力の育成に取り組んでいます。こうした特色ある教育活動を進める両校のコンセプトが、飛騨市学園構想のコンセプトと一致したことで、特別支援学校を含めた3校が学園構想の検討段階からスムーズに参画できました。令和元年度、3校の校長先生には年間11回の学園構想検討委員会に参画いただき、ビジョン作りにご尽力いただきました。

特に後半は保小中高特をつないで課題解決能力を育成することの中軸となる資質能力マップの議論に大変熱心に関わっていただき、作成にこぎつけることができました。ここ2年間はコロナ禍により、校種間の連携、交流事業を積極的に進めることが難しく、さらに、令和2年度から始まった学園構想推進委員会においても、開催回数の減少や委員会の構成員の縮小を余儀なくされ、高校、特別支援学校との情報交流も思うようにできず、打開策がなかなか見つからないでいました。

そんな中、高校、特別支援学校から飛騨市学園構想のもとに交流事業を進めていきたいとの申し出があり考えを確認し合うことができました。状況を見ながらになりますが、早速推進の核となる月1回の学園構想コア会議に、保育園、両高校、特別支援学校の実務者に参画いただき、状況確認や共通理解に努め、カリキュラムの検討等行っていきたいと考えています。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○9番（前川文博）

ご答弁いただきました。1点目から4点まで詳しく丁寧にいただきましてありがとうございます。今回、まだ構想をスタートして1年半、先ほども言いましたけど3年の中の折り返しになるということで、どのような状況かなというところをちょっとメインに聞かさせていただいたんですけども。ちょうど特例校制度が出るというのもニュースになりましたし、そうやって授業時間

を調整できるのであれば、この学園構想もやりやすいのかなというふうに思ったんですけど、それは必要ないということですので、それはそれでいいんです。

そうするとちょっと1個わからないのは、学園構想をやっていくのに、いろいろと対外的な活動というか、さっきもあったように外の地域の方との交流を行ったりという授業が出てくると思うんですが、その特例校ですとそういうやつを振り分けて、ほかの時間を削ってそういう活動に持っていくとかができるのかなということで思ったんですけども、今のこの教育課程の中でというのは、どのような感じでそういった授業時間のほうをつくったりしてやられているのか、そのへんをちょっと教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

この授業時数特例校というのは、ある教科の内容を削ってもいいというものではないんです。ある教科の一部の内容を別の教科で、別の教科、総合的な学習でもいいけど、そことくっつけて、その内容はそこに移行するという、その中で学ぶということなんです。

ですから、内容を減らしていいというものでございません。そのため、私どもはそれぞれの教科の中でやらなくちゃいけないことをしっかりしながら、そこでも課題解析的な探究的な学びをつくっていかうとしています。

したがって、そのところで時間ができたから、外へ行くための移動の時間ができるよというものではございませんので、そのところは別としまして、外へ行ったりする、いろいろな、もっと広く展開する場合はでございますね。今、先ほども申しましたが、総合的な学習の時間。週に2時間ございますが、それを使っております。それを年間の中で課題をつくって計画的に進めて、課題解決に向けて進めていくということでございます。

そのほかに、各教科において、先ほど申しましたが、道徳でも地域の方を講師に招いて、そのことをお話いただくこともございます。今度、古川小学校がその研究において発表いたしますけれども、残念ながら地域の方々をお呼びする状況にないのではないかなと思うんですが、ぜひ、見ていただきたいところでございますが、そこには地域の方の講師をたくさんお呼びして授業を行うことも行います。

それから、社会の授業であれば、例えば3年生は身の回りのいろいろな施設のことを勉強しますが、その移動時間のことも考えて、単元の指導計画が組まれております。いろいろな、例えば上水道であるとか下水道であるとか施設へ行って見学をする。そのことを学んで、学んだことを元にまとめるとか、もう一度質問をするとそういったことも含めております。いろいろなところに、音楽は音楽で地域の方に来ていただいて、例えば、和楽器の学習をするということもございます。いろいろなところに地域の方とのつながりは、今までもつくってきているところでございます。

○9番（前川文博）

わかりました。そうですね、特例校は授業時数が1割動かせるだけで、内容を削るわけじゃないですので、どこかでそれをやらなきゃいけないということですけども。今ある授業の中でそこに来ていただいて地域の幅広い勉強していくというようなことでやっているということに理解をいたしました。

それから2つ目のほうなんですけども、学校運営協議会と学校協働推進委員ですか、地域学校協働活動推進委員ですね。これを私もホームページとかでいろいろ調べたら、この推進員のほうは何かでちょっと見つけて、3人～5人、古川西小の方が5人で、神岡小中が4人など、3人ということで出ているんですけども、学校運営協議会の方の名簿というのはいちいち見つけられなかったものですから、ちょっとお伺いしたいんですが、この中にも市の職員も入ったりしてはいるんですけども、学校運営協議会とこの地域活動推進という方は全く別の方ということでよろしいですか。同じ方もみえるということなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

学校運営協議会と申しますのは、今、地域のご意見も含めながら学校を運営していく。つまり、学校の経営に対して地域のご意見とか、もっともっと、どんどん取り入れて地域と一緒にやっていこうという考えのもとにつくられた組織でございます。

したがって、学校運営に関して校長がこのように計画しました、このように考えておりますということを地域の方々が一緒に議論をしていただいて、ここはこうしたほうがいいんじゃないか、それはいいことだねということとか、そういうご意見をいただきながら進めていくという組織でございます。

そして、その中には具体的にその地域とつないでいろいろな活動をつないでいく。推進委員の方に入らせていただいております。全部ではございませんが、その代表の方を中心にして入らせていただいて、そして、そのときの協議会のいろいろな意見とか持ち帰って、そして、地域の地域学校協働活動の中で生かしていくということ、また、地域の意見を吸い上げていって、そして、その協議会の中で学校の経営に生かしていくということもでございます。それは推進員の役割としてやっていただいているところでございます。

ですから、重なっている方もいらっしゃいますし、そうじゃない方もいらっしゃるかと思います。協議会のほうが幅広くいろいろなところから委員を参画していただいておりますので、そのほうが広く人数も多くなっているところでございます。

○9番（前川文博）

3点目、4点目のほうはWeb会議システムを使って、市外の学校とかですね。加子母でしたか、そういうところも交流をしてやっている。市内の学校でもそれを行ってのこの15年間の連携に近づいているということでした。一番心配だったのが、その4点目のほうの、要は県の話だったんですけども、先ほどの話ですとコンセプトが一致して県の高校のほうから逆に申入れがあって、月1回の実務者会議ですか。それを行っているということですので、一番心配していた部分がいただけましたので、このまま、また進めていただいて、また、どこかでお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目のほうに入ります。新型コロナに感染したときの飛騨市の対応についてということで伺います。5点でございます。

1点目はひとり親家庭など保護者が感染した場合の子供の生活はどうなるのかということ。2点目、学校などで感染が確認された場合、授業などの対応はどうなるのか。3点目、オンライン授業の整備状況について。4点目、自宅療養になったときの食料の確保。5点目、自宅療



養中の訪問者の対応について。以上です。

新型コロナウイルスの影響は今、若年層に移ってきております。飛騨市でも10歳未満の感染が確認され、県内では学校でのクラスターなども増えてきている状況です。

日々状況が変化している中でありますが、万一、学校や保育園での感染確認があった場合はどのような対応になるのか心配な面もあります。自宅療養になった場合、この場合も非常に心配な面が出てまいります。今、大分数が下がってきて医療機関も大丈夫じゃないかということになってきておりますが、また、いつ、どのようになるかわかりませんので、これを踏まえまして5つの点お伺いしたいと思います

1点目です。最近では家庭内感染など、身近な場所で感染拡大が増えてきております。保育園や小中学校では家庭内感染から学校の子供の集団感染など心配なところがあります。万が一、保護者が感染し、自宅療養やホテル療養になった場合、これほかに預ける場所はないという場合ですね。その場合、園児とか小・中学校の児童生徒はどのようにするのか、このへんが、まず心配じゃないかと。濃厚接触者となりPCR検査を受け陰性だった場合、保護者の隔離期間もあると思いますが、この期間は、子供はどのように過ごせばいいのかというのが1点目です。

2点目です。園児や児童生徒が感染した場合、保育や授業などはどのような対応がとられるのかということです。学級閉鎖、学年閉鎖、学校休業などありますが、その基準ですね。それとその場合における家庭での対応はどうすればいいのかということです。

例えばインフルエンザで学級閉鎖とかになった場合は、普通に家に来て生活して接触したりしますが、このコロナの場合、これも学級閉鎖と同じような感覚で対応すればいいのかということをお伺いします。

3点目、授業のほうですけども、今、タブレットの普及も1人、1台ということで進んできております。学校から家庭にはインターネットの環境について最近もアンケートが行われたようです。昨年の学校休業のときは、ネット環境がない家庭にはDVDプレーヤーとDVDディスクを貸出して対応をされておりました。それから1年半が経過しております。今、オンライン授業がいろいろなところで進んできております。今後のコロナの状況は、今はまだ予測ができません。オンライン授業を行う場合について、昨日の籠山議員の一般質問ではネット環境がない家庭には、モバイルルーターを貸出して対応するという答弁がありましたが、学校側の環境整備のほうも要領が要るということで工事をしなきゃいけないというのはたしかありましたが、こういった点は進んでいるのかを伺います。

4点目、医療施設やホテルの療養施設に入れない場合に自宅療養となる可能性が高いです。しかし、PCR検査陽性になると、その時点から外出ができなくなるのではないかと聞いております。医療施設やホテル療養であれば3食の食事が提供されます。

しかし、自宅療養になると自分で準備するということになりますが、ネットで注文すればいいという話もありますが、陽性判明後に帰宅するときなど、調達することは可能なのかということもあります。

また、行政として自宅療養になった場合のこういう生活面でのサポートは、何か今のところ考えているのかお伺いいたします。

5点目、コロナに感染したことは個人が特定されない範囲で公表されております。何歳の男性とか、何十代の男性というかたちでの公表ですね。でも、これは逆に個人が特定されていないた

め、自宅療養になった場合に自宅療養中と知らずに、隣の方が訪ねてきたりとかもあり得るんじゃないかなと思います。玄関を開けて対応することは多分できないと思います。この飛騨市のような、地方、田舎といいますか、こういうところは車があれば、自宅にいるんじゃないかなということ訪ねてみえたり、そういったことも出てくることもあります。この場合で、今はまだ事例がないので何ともあれかもしれませんが、どのように考えて対応していくのがいいのか、あればお答えをいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私のほうからは、2番、3番の学校での対応についてお話をさせていただきます。

2番、学校で感染が確認された場合の授業等の対応についてでございますが、昨日、籠山議員のご質問の際に答弁させていただいたとおり、文部科学省より発出されました「対応ガイドライン」に基づき、保健所の指導のもとで、学級、学年閉鎖と臨時休業について対応しております。閉鎖中の学級及び学年については、保健所の指導のもと対象者のPCR検査をし、数日間の自宅待機となります。閉鎖期間中は教科書を使って授業の予習や復習を行ったり、オンライン学習を行ったりすることを考えております。Wi-Fi環境のない家庭については学校で学習をするなど、家庭環境に応じた対応を考えておるところであります。

3番目、オンライン授業の整備状況につきまして。小中学校の設備面につきましては、昨年度中に校内ネットワークは完了し、9月現在、小学校4年生以上、一人一台タブレットPCの貸与を完了しております。また、WEB会議システムを各学校に導入しております。

次に活用面です。教職員に対して市全体や学校単位でのICT活用研修会を夏休みも含めて実施しています。小学校4年生以上ではタブレットPCや電子黒板を毎時間のように授業で活用することで、教職員も児童生徒も操作に慣れてきています。また、協働、共有学習支援アプリを利用した電子的な情報のやり取りや意見交流を行っており、これはネット環境があれば離れていても利用可能なものとなっています。さらに、オンライン授業を想定しての校内でのWEB会議の実施やタブレットPCを家庭へ持ち帰ってのネット接続テスト等を計画し、順次進めているところでございます。

ここで課題となるのが各家庭のWi-Fi環境ですが、全家庭に対して行った調査では、Wi-Fi環境が整っていない家庭は1学級で3名が最大でした。そのため、教育委員会が通信契約しているモバイルルーター3台を貸し出すことでの対応や保護者の送迎で、学校の空き教室でオンライン授業を受けるなどハイブリット型の実施を検討しています。さらに、授業が長期にわたる場合はモバイルルーターをレンタルしていただくことも検討しているところです。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは1点目の保護者が感染した場合の子供の生活についてお答えをいたします。

基本的には保健所の判断による対応となります。親がコロナの陽性となり、子どもが陰性の場合では親族の方が子どもの面倒を見ていただける環境であれば、保健所から指示を受ける期間中は、居宅などで待機しながら生活をする事になります。

また、家庭や親族など他に養育できる方がいない場合は母子分離を避けることを基本としており、保健所から伺っており、親が陽性で子どもが陰性の場合、親と子が一緒に宿泊施設で療養、あるいは一緒に病院へ入院するといった対応になるそうです。実際に8月以降の第5波と言われる今回の感染拡大の際にも飛騨地域内で同様の事例があったと伺っております。

また、児童養護施設などを一時的に利用することもあるそうです。いずれにしましても保健所の指示に従う中で、市に相談や協力要請があれば随時、対応して参ります。

2点目の保育園等の休園についてお答えいたします。保育園につきましては、厚生労働省及び岐阜県から示された通知に従い対応しています。さらに休園につきましては、保健所の助言を基に市と各保育園が連携し対応することとなります。その際、保健所の調査によって罹患された園児や保育士、他の子どもとの関わりなど濃厚接触者となる範囲によって休園がクラスだけでよい場合や学年、全園の場合など、その状況によって変わってまいります。現在、園児または保育士が濃厚接触者の場合は症状が無くても原則、2週間の登園停止となっております。

なお、保健所の調査で濃厚接触者として認定されないお子様等についても、希望される方には抗原定性検査やPCR検査等をお願いし、感染拡大を防ぐ対策も併せて行っていくこととなります。

4点目の自宅療養になったときの食糧確保についてお答えをいたします。これまで岐阜県では自宅療養者ゼロを掲げ感染対策に取り組んできたところですが、新型コロナウイルスの感染急拡大で、入院や宿泊施設での療養ができずに自宅療養をせざるを得ない状況となりました。県において8月20日に自宅療養の支援体制が構築され、8月21日には初めての自宅療養者が出て、ピーク時は900名以上の方が自宅療養となりましたが、今のところ飛騨圏域において自宅療養となった方はおられないということです。自宅療養をお願いする対象は無症状か軽症の方ですが、外出はできませんので、陽性者本人が買い物をすることはできません。

岐阜県では自宅療養者のための支援チームを設置し、自宅療養者の健康フォローアップ、食料、生活必需品の提供等の支援を実施しており、食料については、食料支援班から自宅療養に必要な食料品及び生活必需品が配送されるようになっています。

また、現地対策班からパルスオキシメーターと体温計が配送され、健康フォローアップ班により、電話での体調確認が行われ、急変時に対応できるよう24時間相談窓口が設けられています。自宅療養者の支援につきましては県が体制を整え実施にあたるものですが、必要に応じ市町村と連携をとることになっておりますので、県から要請があった際には支援対応してまいります。

5点目の自宅療養者の訪問者対応についてお答えをいたします。自宅療養を行うにあたっての訪問者の対応については、家に鍵をかけて人が来ても出ていかないようにする。人と対面しないということを保健所から自宅療養者に指導されています。玄関先に出ていなくても、鍵が開いていれば家の中に入って来られる方も想定されるため、鍵をかけるという対応をお願いしているということです。自宅療養中とはわからないため訪問者があることは予想されますが、これを守っていただくことが感染拡大を防ぐこととなります。県からの医療機器や食料等の配送についても、置き配の対応を行っているということです。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

学校側と保育園側と両方から回答いただきました。まだ、飛騨市では実際に出ていない話なので、自宅療養とかはないので、今後、かなり増えましたし、結構心配かなという思いもありましたし、ちょっとこういうことも聞きましたので、今回この質問を入れさせていただきました。

そこで、今ちょっと学校と保育園のところでの登園禁止、出席停止というか、その部分で、保育園は2週間、濃厚接触でという話でしたかね。学校のほうは数日間、学級閉鎖なり濃厚接触になって、PCRをやってとありましたが、違いましたか。学級閉鎖が数日間ということですね。濃厚接触になったときは、同じく2週間は出てこないようにということですね。はい。今、アイコンタクトでわかりましたので、そういうふうにさせていただきます。ですので、そこは同じということでした。

あと、Wi-Fiのほうも足りないところは貸し出せると、昨日の話もありましたけど、大丈夫なのということでのことで了解をいたしました。

今朝、広報ひだ号外15号も入ってございましたし、コロナ対策のほうは、市のほうは全力で向かってみえるので安心して飛騨市はいけるのかなというふうに思っております。

これも実は昨日の朝、一般質問に来る前にテレビでやっておりまして、今、部長のほうからほぼほぼこの内容の答弁もあったんですけども、この食料の話とか、やっぱり自宅療養者の話が全国で、皆さん心配しているということで、朝8時のテレビの情報番組だったんですけど、2つのところが出ておりました。神奈川県海老名市、ここで食料のことを支援チームでやると。今、2つあるんですよ。ここと、あと大阪の富田林市、ここは両方とも市の保健所はなく、県なり広域の保健所の管轄なので飛騨市と同じ状況なんですけども、海老名市のほうは当然、県の管轄なので保健所と連携事業の覚書を交わして、基本的には自宅療養になった人の名前もわからないというのは困るのでというか、サポートするために必要になっていくのでということで、保健所から自宅療養者の氏名、住所、電話番号の情報提供、医療施設とか宿泊施設に入った方の情報は来ません。自宅療養の方の情報提供があって、市から対象者に連絡をして、その方が必要であれば買物支援、ごみ出し、ごみの回収ですね。それから1日2回の健康確認の電話確認を行う。支援チームをつくって、買物も職員の支援チームで行って、玄関前に基本的に翌日までに配達する。買物にかかった費用は元気になってから一括で精算していただくというやり方です。

これは、昨日聞いたんですが、2月5日～4月下旬まではこういう体制がなくて、自宅療養者本人から連絡がないと何もできなかったということで保健所とこういう連携協定を交わしたということでした。

それと、もう1個、その大阪の富田林市ですけど、こちらは協定などないので保健所からは連絡が入らないと。その代わり市としてこういう支援をしますということで保健所に通知をして、保健所のほうからその対象者の方に、ここの市ではこういう支援があるので希望があれば連絡してくださいと。それで市のほうが対応しますということで、内容的には同じものです。こちらの市のほうは生活物資や衛生用品は一式のセットとして準備をして無償で提供していくということをやっているということ、昨日、帰ってから、朝、見たものですから調べて、また参考にさせていただいて、お願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。3つ目です。市が所有する広大な森林の適正管理についてで

す。4つあります。

1つ目、市林の所在地や境界、資源状況の把握についてです。2つ目、市有林の管理体制について。3つ目、市が所有する針葉樹人工林整備方針と計画。それから4点目、森林環境譲与税を活用した市有林の整備促進ということです。

飛騨市は面積の93.5%を占める森林があります。そのうちの約7割が広葉樹の天然林です。今はその特徴を生かして、広葉樹のまちづくりということで取り組んでおります。今回の補正予算では、広葉樹材乾燥新技術の実装支援として345万5,000円の補助金が予算計上されております。国の交付金を活用して、これまで1年以上の時間を要していた広葉樹の乾燥期間を約3ヵ月にまで短縮する技術の実装に向けた試験、研究に必要なハード整備へ支援を行うとなっております。森林面積の7割を占めていますが、これまでに十分に活用されていなかった広葉樹を生かしていく。その重要性は面積が多い、いろいろな被害が出るということでのことでやっていくことは理解をしております。それでも国内の産業としてみた場合の林業は様々な高性能林業機械を駆使した効率的な作業が可能であり、さらに国や県による補助制度が充実している針葉樹、人工林が中心となっております。

現在、飛騨市の林業振興施策は杉を中心とする市内の人工林には余り目が向いていないと思っております。実際に市内には市民の財産ですね。共有財産と言える市有林が約6,000ヘクタールあるにも関わらず、昨年度に市が行った市有林の整備は、古川町杉崎地内でのカラマツ林の搬出利用間伐、約10ヘクタールだけだと思います。

森林環境贈与税という財源がありながら森林整備の面積が僅かなのはなぜでしょうか。この大きな理由には、市有林の場所はもちろん、境界、そして森林資源の状況などが十分に把握されていないことがあげられるんじゃないかと思えます。合併以前の神岡町では町独自で森林の管理計画を立て、植栽から保育管理までが行われていましたが、現在、市ではそのような管理がされていないのではないのでしょうか。

そこで、次の4点について伺います。市が保有する針葉樹人工林の中には、既に収穫時期を迎えている森林や災害に強い森づくりの観点から間伐などを実施、整備すべき森林があります。

しかし、このような森林の整備を行うには事前に森林の所在地や境界、資源量などを明確にする必要があります。現在、市として、これらの情報の把握はどの程度行われているのでしょうか。

2点目、合併以前の神岡町では町有林は、その他の財産と一緒に管財課が管理し、保育などの森林整備事業の発注から完成検査、境界の明確化事業までを一括して行っていました。現在、飛騨市の林業振興課では針葉樹の人工林以外、広葉樹の天然林の整備活用にまで取り組んでいて、市有林の財産管理まで行うには担当職員の人数も少なく、体制的に無理だと思います。この際、管財課で森林整備までの一括管理も含めた体制の見直しについて考えはありますでしょうか。

3点目、飛騨市がこれまで実施した市有林における間伐などの整備は古川町のみで実施されています。市有林面積が一番多い神岡町ではこれまで実施されていません。これはどのような整備方針、計画に基づき実施されているのでしょうか。また、今後はどのような計画で市有林の整備を行っていくのでしょうか。

4点目、森林環境贈与税の財源は令和6年度から徴収が始まる森林環境税です。税創設の目的からすると、その大部分は森林整備及びその促進に直結する路網整備などに充てるべきではないですか。譲与税は市有林の整備にも充当が可能であるとされています。今後は森林環境譲与税を

活用した市有林の整備を積極的に実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

皆様に申し上げます。正午を回りましたが、このまま前川議員の質問を続けます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の市有林の所在地や境界、資源状況の把握についてお答えします。

現在、飛騨市は分収契約に基づき国や県公社が管理する市所有の造林地を除いても約5,989ヘクタールもの広大な森林を有しております。その管理は市が主体となって実施しなければなりません。議員ご指摘のとおり適正な管理をするためには市有林の所在地や境界、資源量などの情報をあらかじめ把握しておく必要があります。現在、境界を除くこれらの情報は、所在や面積については固定資産台帳など市が有する資料、また、森林の種類、材積や生長量などについては岐阜県が整備する森林簿に拠るところとなっており、これは市有林に限らず民有林全てに共通した対応です。

また、市では平成22年度と23年度において、当時の緊急雇用創出事業を活用し、積極的な管理が必要と見込まれる市有林19箇所、計627ヘクタールにおいて現地調査を実施しており、標準地調査の結果や立木の写真など、より詳しい情報を把握しております。

一方、森林の境界については29.5%という地籍調査の進捗率が示すとおり、他の民有林同様にその確定が必要な森林が多いことから、今後の森林管理における大きな課題の1つとなっております。

このため、令和3年度からこうした課題を踏まえて飛騨市森林集約化推進協議会の所掌業務に、新たに森林境界の明確化事業を加えたところですが、今後もリモートセンシングなどの新技術を活用した地籍調査の推進など、市有林も含めた民有林の境界確定を進めてまいります。

2点目の市有林の管理体制についてお答えします。現在の林業振興課は林務係と森林調査係の2係で、課長以下5名の職員体制となっております。議員ご指摘のとおり近年は広葉樹のまちづくりなどの事業拡充に伴い林務係の業務が増加していることから、令和2年度よりそれまでの地籍調査係を森林調査係に改め、係の壁を極力低くすることで係間の柔軟な業務調整を可能とし、職員への負担の平準化に努めているところです。管財課による森林整備までを含む市有林の一括管理も考えられないことはありませんが、間伐等の業務を発注するためには様々な専門知識が必要であることや、それらの知識が年々専門化し、高度化していることなどから、市といたしましては林業振興課による管理が効率的な体制であるという整理をしております。

3点目の市が所有する針葉樹人工林の整備方針と計画についてお答えします。市が実施する市有林整備につきましては、平成29年度までは災害に強い森づくりと市内建設業者の参画による地域振興を目的としたプロポーザル方式による事業を実施していました。

しかし、平成30年度からは、新たに市有林の経済的価値を生み出す施業を行うとともに、搬出した木材を売却することで事業の収支均衡を目指す現在の事業に方針を転換しております。

当該事業における今後の計画につきましては、収支均衡を目指すという事業の趣旨を踏まえ、

まずは国、県による補助を受けることが必要不可欠であることから、大前提として、その要件である森林経営計画の策定が可能な森林を優先する必要があると考えております。

その上で、地域林政アドバイザーの指導の下、森林簿のデータ、あるいは現地に出向いた森林調査から市有林における立木密度や林齢、作業道開設の可否、事業に要するコストや効率性などの詳細情報を把握、試算し、それらのデータを総合的に勘案した上で整備を行う森林を決定することとしております。

また、議員ご指摘のとおり、これまでの事業は古川町のみで実施されておりますが、これは事業の効率性を高める観点から地籍調査による境界が明確な森林を優先しているためです。今後は専門性の高い一連の業務を委託することなども含めて、より効率的な手法を検討してまいりたいと思います。

4点目の森林環境譲与税を活用した市有林の整備促進についてお答えします。森林環境譲与税の用途につきましては、議員ご指摘のとおり、制度創設の趣旨から市内の森林整備及びその促進に直接的につながる事業に活用すべきであると考えております。

その上で、令和3年度に定めた森林環境譲与税を活用した市内未整備森林の整備方針では、人工林の面積や傾斜、積雪深、林道からの距離などの様々な条件から木材生産に適さず、林業事業体が主体となった整備が困難な森林を優先することとしており、中でも集落上流部の土砂災害警戒区域に位置する未整備森林などについては災害防止の観点からも最優先すべきとしております。

こうした森林整備の方針は市有林を含む民有林全体を対象としているため、今後も市有林のみを切り離して考えるのではなく、民有林全体として総合的な判断の下で優先順位を定め、その推進を図りたいと考えております。

また、このほかにも森林環境譲与税の活用による効率的な人工林整備と木材生産を推進するため、現在、市内林業事業体との意見交換を継続しており、来年度予算編成に向けて、現場の生の声を踏まえた新たな取り組みについて検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○9番（前川文博）

答弁いただきました。2点目の市有林の管理体制ですか。これは管財課のほうではできないので、農林部のほう、林務のほうでやるということなんですが、これ、ほかの財産もなんですけど。土地の境界とかそういう管理というのは、例えば、教育委員会、学校の土地とかですね。観光施設とかいうところの土地の境界とかそういう管理というのは管財課で行っていないんですか。それとも、今は担当部で全部されているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

基本的には、行政財産、それぞれの部、課で管理しているものについては、そちらの部、課で管理しております。普通財産につきましては管財課のほうで管理しとるといような状況でございます。

○9番（前川文博）

わかりました。部のほうで関わっているものについては各部の管理ということですね。それな

ら、農林のほうで頑張ってもらっていただければいい話ですので、頑張ってもらいたと思います。今もありました、令和3年に未整備森林をやるという方針で環境譲与税が向かうというような話が、たしかあったと思うんですけども、土砂災害が起きそうなところに未整備森林を優先してやるという話でした。合併したときに、平成16年の、たしか災害があったときに、合併した直後に、災害に強い森づくりということで市は民有林のほうにも補助金を出していて、先ほどもそんな話もあったと思うんですけども、そのときに民有林はやっぱり進めていくんだけど、私有林はなかなかそれが自分のお金になるので使えないということで、国、県の補助金だけということだったんですが、今は環境譲与税、これが使えるということ私有林にも使えるので、ぜひ、ここを活用して手入れをしていただきたいと思います。私も山之村とかで行ったところ、多分もう20年ぐらい、ずっと人は行ってないんじゃないかなと思うんですよ。そうすると、山の中にある歩道もどこにあるのかわからない。道も通れなくなっていく、車も行けなくなると、だんだんだんだん人手が行かなくなりますので、その点をやっていただきたいと思います。林道作業道の管理、維持補修なんです。林道は基盤整備という話をよく言われますが、山にやっぱり関係しているということで、そのへん、連携を取るなり、一元化して一体の管理をしていくということは考えていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

特に集落周辺部の作業路とか道とかの林道。この違いというのは住民の皆様にとってみると、あまりわからないというか、同じ道で、今の議員ご指摘の声は、実際に私がこの4月に来てからも聞いております。基本的に森林環境譲与税では、以前もご答弁申し上げたんですが、森林の整備にも中心に、その整備に必要な作業路等とかには充てられるんですけども、そのほかにはどうするところ、今ちょうど調べているところです。とはいえ、周辺部の集落特にそういった作業道につきましては、今、基盤整備部とも連携して、必ずできることはしっかりやるということで、特に森林譲与税の活用についても来年度に向けて検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○9番（前川文博）

ぜひ、検討していただきたいと思います。

もう1点、事例だけ言っておきますけども、神岡の尊保谷林道、これ昔、営林署と町で管理していた併用林道なんです。入り口側のほうが、今の森林管理所側の管理途中からが飛騨市での管理している林道なんです。森林管理所側で落石があって崩れていて通れないという状態が何年も続いております。奥の管理は飛騨市なんです。その入り口ができないので入れない。でも、この環境譲与税を使って、そういったところも手入れしていただきたいと思いますので、ぜひ、お力をお願いいたします。以上で終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。



◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時15分といたします。

（ 休憩 午前12時13分 再開 午後1時15分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

それでは、発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず、1問目ですけれども、今回の定例会の初日冒頭に、飛騨ゆいに関する指定管理の関係でいろいろとご意見もありましたし、それからこの間、総務常任委員会で山田の多機能型障がい者施設に視察に伺った際に、いろいろと管理者のほうからお話も伺ったりしました。そんなこともありながら、農産物の直売施設についても、この先いろいろ、自分の頭の中をしっかりとクリアにしたいなということで質問させていただきたいと思います。

先般、河合振興事務所のほうで、この施設の説明会の開催をしていただきました。私もお邪魔をいたしましたけれども、河合町の出席された方からは、どちらかというところと広がりのあるお話がいただけたのかなというふうには感じております。

ただ、残念なことに宮川町から出席された方がいなかったということなんです。どうして、河合町と宮川町を合わせて一会場なのかと、ずっと、ちょっと心の中に引っかかるところがあるんですが、もう少し小さい単位でいろいろとあちこちやってほしいなという思いも。それはこっちへ置いて、そんなことを言いながらも、せっかくこういう施設ができるんですから、少しでもいろんな方に知っていただきたいなという思いの中で、農林部のほうから資料なんかもいただきまして、機会をいただいた方々に少しだけ紹介をさせていただきました。

その折にこういう施設、類似施設、ある県に同じような施設で、こんないい施設があるんで参考にしたらどうだというようなことで、場所とか施設名称も含めてお聞かせをいただいた方もありますし、それから、当然、出荷に際してのいろんな不安ですね。費用面での負担とか、そういうことをお話しされた方もあります。

それから、ある方は振興事務所をとかね、そういうところで営業に回って来てくれてもいいんじゃないのかなということもお話をされたこともありますし、これは大きいと思いますけど、ある兼業農家の方は手伝ってくれる、子供が何か新しい作物に取り組んで将来的に農業を継いでいってくれたら、そういったきっかけになってくれればいいなとおっしゃった方もあります。これも事実ですから、そんなことのご意見があったということを最初に申し上げながら質問させていただきますけれども、この施設、既に建設に向かって着々と準備が進んでおりますし、入札も済

まされました。

ただ、そもそも自治体が税金を投入して営利事業を行うということですから、制約もそれなりにあるのかなというふうに思います。そのうちの1つとして地方自治体が行うということは、やらなきゃいけないのが、市民の営む商売の資源活性化を図ることだと思います。商売を邪魔するようなことは、これは間違ってもあってはならないんだろうなというふうに思います。お隣にある類似施設、もう利用者は観光客というよりも、地元の方が多というようにも聞きますし、年金生活の方が余暇で生産を、飛騨農産物を正規の流通の価格よりも安い価格で販売をしていくというようなことであれば、地元の住民の方も押しかけるでしょうし、結果として地元のそういう飲食店、食料品店の経営も圧迫するようなかたちになるのかなと。そういうことになってはいけないなというふうに思います。

そこで、地元の小売り業者の経営を圧迫しないための対策ということをどのように検討されてきたのかお伺いをしたいと思います。

次に農産物の仕入れについてですけれども、多くの農産物直売所では生産農家の減少によって農産物の納入量が落ち込んだり、商品の仕入れに苦労されていると聞きます。小規模農家のために農産物の収集車を提供したり、あるいは公設市場などからも仕入れているということも伺います。今度できるアルプ飛騨古川の農産物直売所が、規模の大きな施設となれば、農産物の供給は大きな課題だろうなというふうに思います。今、農産物の価格が低迷したり、高齢化が進んだりということで、新たな生産集団の設立というのはやはり難しい、厳しい状況にあるんだと、思慮しますし、生産意欲のほうもまだまだ低下しているように感じています。農産物直売所で中核農家が農産物の出荷ということもありますけれども、中核農家が出荷するほどの量が、ほとんどそこで確保できるかというのと、それも少しどうなのかなと。本当に売れるのかなという心配もあります。日によって販売量にも大きな差が出てくると思います。中核農家から一部の農産物を提供してもらうということは、逆に中核農家の負担となってしまうんじゃないか。そんな心配もしたりします。

こうしたことから、仕入れ先は小規模な農家さんが中心になるのかなということですね。そうした中で直売所から遠く離れた地域からの出荷に、相応の企業負担が発生すると思いますので、そうしたところへの支援も必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますし、こうしたこと含めて仕入れについてどのようなことで考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それから店長さんのことですが、この施設は指定管理者がもう既に決まっております。店長さんは市が直接業務を委託するというので既に活動をされておるというふうに承知しております。

ただ、これ言ってみれば、市が雇用した職員を派遣するようなかたちになるのではないかなというふうにも見えるわけです。かつて地方自治体が出資をした第3セクター、これが公の施設の管理を委託し、第3セクターに自治体の職員が向出しておったというようなこともあるんですけども、でも、その委託方式では思うような効果が上がらなかった。そうしている間に指定管理制度ができて、公の施設を直接管理するよりもしっかりと効率よく高いサービスが提供してただける。そういう指定管理制度へと移行してきたのだというふうに思っています。その中で指定管理根幹というのは、やはり経営目標の設定がされていることと、責任を明確にさせていただくというふうに思っています。

ただ、今の直売所の在り方ですけれども、管理運営は指定管理者に預ける。だから、言ってみれば市長の支配下における職員の方が店長として、そこに派遣されるといったようなことになった場合に、その責任の明確性というのはどこにあるのかなというようなことも思うわけです。

農産物直売所の経営戦略というのは、指定管理者さんが考えていかれるものであるというふうに思いますし、そこに市の職員が加わっていくということであれば、実質的な決定権がいずれにあるのかな、曖昧になってしまうんじゃないかなというようなことも思ったりもします。そういうことになると、仮に管理業務や経理に不適切な事案が発生したときに、市、あるいは市長が適切に対処を本当にしていけるのかなということを心配しています。この方式で、かつての委託制度と同じようなことを行おうというふうに見えるわけですが、このことが指定管理制度の趣旨と矛盾しないのかというようなことをお伺いしたいと思います。リスク管理のこともありますので答弁をお願いしたいと思います。

それから、3月議会の部長答弁、前の部長さんですけれども、店長さんについて、任期後も継続して店長の役割を果たしてもらうことが前提となると考えており、任期中に店長の人件費を直売所の売上げから賄えるように直売所を成長させていただくことも求められることとなりますというふうな答弁をされています。

それと店長は既に委嘱を受け、活動されていますけれども、地域おこし協力隊での委託というふうなふうに承知しておりますけれども、地域おこし協力隊、仮に3年の任期をしっかりとやっていただくにしても、途中でその任期が切れてしまうことになるのかなというふうに思ったりもするので、こうしたことを踏まえて指定管理料ゼロということですが、発生しないというふうに考えていいのか、その辺りもお伺いしたいと思います。

それから4つ目に農産物の出品についてはダイレクトメールとか各地区の説明会とかで、会員の募集や施設の説明や別の運営の説明などをされています。応募状況や運営に関する意見など、反響や影響はどのような状況だったのでしょうか。

また、農家への説明や募集に振興事務所の職員さんは残念ながら前もいらっしゃらなかったんですけれども、振興事務所としてはどのように関わっていけるのか。本庁としてどのようなお考えをお持ちなのか。お伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目のご質問、地元小売業者の経営を圧迫しないための対策の検討についてお答えします。飛騨市にとりまして農業は重要な産業の1つです。農地の約4割を専業農家が担っておりますが、兼業農家や自給的農家など、小規模な農家の割合も多いことが本市の特徴で、農地はこうした多様な担い手によって守られています。議員ご指摘の小売業者につきましては食品スーパーになると思われますが、例えば、この飛騨地域ですと高山市の地方卸売市場から仕入れるところも多く、その仕入の規模は農産物直売所よりもはるかに大きく、また、四季に関係なく様々な国内外の生鮮品、加工品を安定的に供給するため、産地を問わず確保を図るビジネス形態であり、食料品のみならず、日用雑貨に至るまで1箇所でも多くの需要品を揃えることができ、お客様を確保するワンストップ・ショッピングが重視されています。

一方で、地産地消や域内流通を基本とし、地域の小規模農家と消費者をつなぐ農産物直売施設は地産地消の農産物を重視し、これに付加価値を感じてくださる顧客に満足感を与え、購買意欲を高めるビジネス形態であり、おのずから違いがあります。したがって、一般の小売業者とは流通規模や事業形態が違いますので、今のところ地元スーパーを圧迫するという心配はしていません。

しかしながら、議員のご懸念も理解できますので、幸いにも農産物直売施設が大きく売り上げを伸ばし、市内小売業者の経営圧迫に繋がるような声が出るようなことがあれば、市としても小売業者との共存共栄を図る対策を考えてまいります。

次に、2点目のご質問、農産物仕入れに関する市の支援についてお答えします。移設先となる道の駅「アルプ飛騨古川」は、国道沿いの道の駅という立地に恵まれ、潜在的な集客力が見込まれることもあり、当初から通年営業を前提とし、年間を通して多種多様で安全安心な農産物の販売体制を確保することを指定管理者の募集要件としました。その結果、指定管理者となった地場産市場ひだでは新規出荷会員の確保に加え、より多くの農産物を取り寄せるために集荷用保冷庫を配備し、市内全域からの集荷も検討されています。また、販路拡大の一環として生活協同組合への出荷や、地産地消促進として学校給食への食材販売を拡充するなど、積極的に取り組んでいる状況です。

一方で、地場産市場ひだを含む市内3箇所の農産物直売施設の出荷会員のうち、特に遠方の生産者からは出荷に大変ご苦労されていると伺っており、会員数の伸び悩みに繋がっているとのことです。このため、市内農産物直売所全体の課題として捉え、来年度予算編成において集荷体制に対する支援を検討してまいります。

次に、3点目のご質問、市と指定管理者と店長の関係についてお答えします。今回、新たに道の駅アルプ飛騨古川内に整備する上町農産物直売施設は、民間事業者のノウハウにより、効率よく質の高いサービスが提供できるよう指定管理者制度を適用し、本年4月9日～5月11日まで全国公募を行い、市指定管理者選定委員会を経て6月定例会にて、地場産市場ひだ合同会社の指定を議決いただいたところです。

上町農産物直売施設は多様な住民ニーズに応えつつ、少量生産と少量消費をつなぐ地域農業の振興を図る機能が必要です。このため、指定管理者募集要項では、指定管理者は農産物をはじめ加工品、地場産品等の販売の生産、流通に精通しマネジメント能力を有する店長を専任で配置しなければならないという条件を附し、また、市は店長を店舗運営の中心的役割を担う者として位置付け、指定管理料とは別に36ヵ月間についてその活動経費を負担するとして募集しました。多くの方々に来店いただき賑わいのある農産物直売施設とするため、市はマネジメント能力を有する店長の配置を重視しました。こうした経緯から、市は指定管理者が専任した店長個人と3年間の業務委託契約を結ぶというものであり、市職員を派遣するものではありません。

また、指定管理者の地場産市場ひだは法人格を持つ合同会社であり、議員ご質問にある経営目標の設定、責任の明確化、実質的な決定権は出資した社員全員の話し合いで行われることとなります。

なお、市と店長との委託契約は、本年7月1日より令和6年6月31日までの36ヵ月間とし、その後の指定管理料の発生は考えておりません。

次に、4点目のご質問、会員の募集状況についてお答えします。新規出荷者募集については、

1次募集として古川会場、神岡会場、河合宮川会場の3地区でそれぞれ開催し、15名が参加されました。そのうち6名の方が既に正規会員として入会されたほか、1名の方がお試し会員として出荷をされました。また、今回の説明会において、特に神岡、河合宮川地区の方については、集荷の有無が大きなポイントとなりましたので、地場産市場ひだとしても、前向きに検討していくということで今後、具体的な調整に入っていくという状況です。

なお、今後も募集説明会を実施していく予定としておりますが、ひとりでも多くの出荷者を確保するため、今後各地で開催される改良組合の会議や行事等で、新規募集の周知を行っていくほか、各振興事務所とも連携して市内全域で会員募集を推進してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（水上雅廣）

各自での説明会の折ですね、15名の方が参加されたんですか。どんな意見があったのか、もう少しお聞かせいただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

様々な意見が出ておるとは思いますが、やはり高齢化しておりますので、その辺りの品ぞろえとか、あるいは先ほど申し上げましたように、やっぱり遠方の方がどういうふうにするか、その直売施設に持っていくかということをご心配される声もあったところでございます。

○2番（水上雅廣）

高齢化とか遠方の方への手当、これは高齢化の手当というのは別にして、いきなり農家ということですよ、そちらへの手当、いろいろな施策の中で、また考えていただきたいのと。

遠方から出したくても、やっぱりなかなか個人で行ったり、来たりというのは経費の面とかも含めて中途半端かなと。河合でもいろいろなグループの中でつくって、中核が幾つもできるんで、生産とか、いろいろなことがややこしいけどなんて話はあったんですけど、そうしたことも1つのシステムとしては、あってもいいのかなと。このようなことも含めて、ちょっと市のほうも検討していただきたい。

それと、もう1つは、そういったことに対して補助をしていくような考えであるということ、理解しておいていいですか。例えば、遠方の方の集出荷のために何かしらのお礼、高齢者の出荷者へ指定管理者側が手当ですと。それについて市は何かしらの支援もしていきたいというようなことを思っているというようなことまで思っておいていいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

様々な市内で、例えば、今申し上げましたように高齢者に地場産市場様が出すとか、そこに対する例えば経費、人件費とか、燃料代とか様々なものがかかるかと思えます。あるいは、ほかにも、例えば宅配事業様とかがいらっしゃいますので、これから、市内全域をきめ細かに回る体制をつくるには、どんな支援が適切かということ、来年度予算に向けて検討してまいりたいと考えております。

○2番（水上雅廣）

それから店長さんのことですけど、やり方として正解か不正解かどうかと言っておるわけではない。ずっとこのことについては委員会でもいろいろと話をされていますし、本会議場でも何人かの方がされているので、それなりにわかってきたつもりでおるんですけど、ただ、さっきも言いましたけど、任期が3年ですよ。半年間くらいは任期切れのまま指定管理は継続されるわけでしょう。前にいただいた申請のときの経営計画書、あれでたしか3年目というのは、四百数十万円くらいの黒字でしたかね。それでもって賄っていけるんだというようなことで理解しておいてもいいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

農産物直売所につきましては、これまでも何回かご説明したとおり、まず、マネジメント能力、こういった農産物直売所を運営するために、お客様とのコミュニケーション、物流、それからどんなものを品ぞろえへするか等々が大変大きな課題になるということで、その部分を市が重視して、今回、地域おこし協力隊の制度も活用して委託をしたわけです。ですので、その3年間の間に、この直売場が市民の皆様にとってみたり、あるいは小規模農家の皆様にとってみて、小さなこういう食料生産と消費者を結ぶようなハブ機能を持って経営が自立していく、ようは自走していくところを目指して、こういった委託契約を結んでいるわけでございます。したがって、そういった市が新たに指定管理料を将来投入しなくても自走していけるように、我々も含めて努力して、努めてまいりたいというふうに考えています。

○2番（水上雅廣）

牧ヶ野店長さんも、私はしっかりと存じ上げておるわけではありませんが、今のこの事業にかけて、店長として名乗りを上げられて、今の指定管理者受けられた会社と一緒に店を運営していきたいという強い気持ちがあるというふうに伺っていますから、そうした意味で、しっかりと今の経営のところをやらないと、その店長さんの人生そのものにも影響する話じゃないかなというふうになってしまいますから、しっかりとやっていただきたい。

この件についてどこまで市が介入できるかという話なんです。指定管理もいろいろあるんですけど、私は原則というか、先ほど申し上げましたけど、なるべく指定管理者に事業というのは、やっていただくべきだと思っていますけど、ただ、この事業については、もともと農業振興が最大の課題でというふうに、私は私なりにそう理解しています。何かしらそのあと、道の駅へ場所が行ったことによって、いろいろな観光振興とか林業振興のようなものをついてきて、何か少し色が見えにくくなったので、みんな何ていうか頭の中が混乱するようなことになっているのかなというのが、これは農業振興の事業だということで、それがまず大きな目標やっていうことでいいですよ。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

繰り返し申し上げますが、農産物直売施設ですので、農業振興がメインであるということで申し上げます。

それで店長の話ですが、私も決まってから何度も店長と話をしてはいますが、並々ならぬ決

意です。既に当然、3年経た後に売上げの中から自分の給料ということも重々承知してみえて、今のままではなかなか人件費を出すのは難しいよというのはこの前も話されて「じゃあ次どうする」など、これを「どうする」「ああする」ということをやっぱり考えていらっしゃいますし、住居も飛騨市に移してやるという並々ならぬ決意で、すごいなと思って話をしています。

だからこそ民間の方に委託をしたわけであって、市の職員を派遣するようなことであればそんなふうにならなかったわけですから、まさしくそこは経験があつて、業界を知り尽くした方をお願いをできたということで、その今の決意と見通し見ただけでも、非常に現実的なことおっしゃいますので、そこは期待どおりに活躍していただけるものだというふうに思っております。

○2番（水上雅廣）

決意の言葉だとよくわかりました。ただ、そう言っても、やっぱり「あじか」というお隣の高山市の施設、あそことの競争はどうしても必須かなというふうに思ったりします。やっぱり、ずっと飛騨市民が、今、古川にできる直売所が本当にいいなというふうにいっていただける施設であつてほしいな。

だから、仕入れの確保ですとか、さっきも言いましたけど、それはもちろんですけど、やっぱり目ぞろいとか鮮度のこととか安全性、売り方の工夫とか、このあたりもアドバイザーの方へ店長さんは一生懸命考えていらっしゃると思うんですよ。

だけど、農家がそういったことをしっかりとやっていただかないと厳しいのかなということも反面あつたりするので、そのへんは必要だろうと思えますし。それと、さっきも市長は農業振興とおっしゃいましたから、生きがい農家から専業農家まで広く、所得の向上であつたり、農地の荒廃抑制だとかいったことも含めて、そういったことに対して対応できる、考えていけるような施設であつてほしいなというふうに願っています。

昨日、市長はくしくも上ヶ吹さんの質問の中で、今後の農地について、3種類ぐらいに分かれるんだというようなお話をされました。生産向上性の上がる農地、それから集落等で守っていけるような農地、それから、どうしてもやっぱり自然に帰していく農地がある。こういったところの色分けをしながら施策を打っていきたいというお話だったと思うんですけど、そうした中でなるべく、思いとしてはとしては、3つ目の帰していく農地。こういったものが少なくなるような、それでもって生きがい農家の集落で守っていけるような農地。こういったところが、もっと活用ができていけるような、そういう1つのきっかけになるように、この施設がなってくれるとありがたいなというふうに思っています。そうしたことで、頑張っていたきたいと思えますけれども、一般質問ですからそのこと、もし答弁があれば。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、やっぱり、これは店長次第かなというふうに思っています、この前も伺ったら、今の建物で8月の売り上げが、前年比2割増なんです。やっぱりやり方と、売り方と、魅力のつけ方だけでも2割上げられるんだということがよくわかりました。同じ勢いで課題が山のようにあつて、やっぱり、生きがい農家の方々がどういうふうに頑張っているものをつくってもらって行って、励ましながらやっていくとか、そのへんは市の職員じゃない能力、ノウハウ、経験というのはもう十分に持ってらっしゃるので、そこに我々とはとにかくお任せするというこの中で、また新し

い道が開けていけばいいなというふうに思っておりますので、前向きに、基本的にはもう好きにやってもらうということの中で、どんどん前に進んでもらうということで行きたいと思っております。これは既に三寺朝市とか神岡の直売所も同じですので、そういった流れがほかへ波及すればいい。新しくつくるわけじゃないものですから、今回は移転するだけですから、そういう意味では数は変わらないので、ほかのところにも波及するというのも大いに期待して、どんどん後押しをしていきたいなというふうに思います。

○2番（水上雅廣）

ぜひ、大いになるべく自由に活躍をしていただけるように市のほうは見守りながら支援のほうもしっかりとやるということでもよろしくお願いいたします。

それでは、次に林業振興関係に移りたいと思っておりますけれども、林業振興関係の条例をちょっと見ていましたら、飛騨市林業振興促進協議会設置条例というのがありまして、委員会を改正するようになっているんですけれども、近年1回も開かれておらないというようなことを伺ったんですが、設置目的が重要な施策の適正な推進と林業の発展を期することを目的としているということなんですけれども、開催をされておらない。

飛騨市森林整備計画書というものが過去につくられました。その中に関係団体組織等々とその役割というところの記述があるんですけれども、飛騨市森林審議会、広葉樹のまちづくり円卓会議、飛騨市伐採審査委員会、飛騨市森林集約化協議会などのこういった表記あるんですけれども、協議会ということについては触れられておらないというか、表記がないということなんです。条例があるのに何で開催をされていないのかなと、素朴な疑問なんですけれどもお伺いをします。

それから、飛騨市の森林審議会設置要綱の中に地域が主体となった森林の適正管理及び活用を図るということであるんですけれども、この中で森林環境譲与税ですとか獣害対策、それから広葉樹の森づくり事業、こういったものがどんなふうに協議をされて、市のほうに助言をされているのかなということをお聞きしたい。

その中でそういった助言や意見が市にあった場合に、市は施策に反映をすることになると思うんですけれども、こういったことを、せつかくある協議会では何もなくていいのかなということもあわせて伺いたいと思います。

それから3つ目ですけれども、こうした林業振興というか林業の施策を進めていく上で、市民の皆さんの声ってどこで聞く場があるのかなということもちょっと思ったりもするものですから、お聞きをしたいと思っておりますけれども、市の職員さんが森林所有者に対して林業振興に関する説明を行ったり、あるいは意見を聞いたりする場はあるのでしょうかということ。

市は水力発電事業を推進するというふうにしておりますし、山間地の農業や飲料水というのは、これはもう森林から育まれてきているもので、それと昨今の災害をみるように、山腹の崩壊とかで森林の手入れが行き届かなかったことによって山腹が崩壊して溪流へ流れ込んで、それが民家やJRあるいは道路へも被害を及ぼすといったようなこともあるわけで、そういったことを含めて、私たちが今住むこの地域における森林行政というのを、今一度見つめ直していただいて、施策をいろいろ考えていただくときではないかなというふうに思いますが、こうしたことについていかがお考えか、お伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。



〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1 点目の条例で定める委員会を開催しない理由についてお答えします。条例に定める協議会は、旧神岡町においてキャンプ場の整備や林道開設を行う際、国の補助である新林業構造改善事業を受けるにあたり、事業推進に関する様々な協議を実施することを目的に設置され、飛騨市にも引き継がれてきたものです。合併以降、これまで当時の補助事業に当たる林業、木材産業構造改善事業を活用した事業を実施していないことから、当協議会は開催されておりません。

なお、本条例につきましては、制定の経緯や主旨を我々自身が十分認識していなかったことも事実です。いずれにしても事業の実施如何に関わらず、現在においては当協議会の必要性は低いと判断できることから本条例の廃止に向けた検討を進めたいと考えております。

2 点目の森林審議会と林業振興促進協議会の関連についてお答えします。飛騨市森林審議会は森林、林業関係者及び地域住民の意見を施策に反映させることを目的として、林業関係者や有識者、地域住民の代表により組織された審議会で、飛騨市森林整備計画の策定や変更、森林配置計画の変更など市の林業施策について幅広くご意見を伺っております。令和2年度からは森林経営管理法に基づく未整備森林整備事業の基本方針や具体的な実施方法についても多くの助言をいただき、現在の取り組みに反映させております。

また、飛騨市林業促進協議会につきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、今後、条例廃止に向けた検討をするため、現時点で協議会を開催することはございません。

3 点目の市民の声を聞く場の考え方についてお答えします。市の森林、林業分野ではこれまで森林所有者の多くが組合員となっている飛騨市森林組合が開催する総代会や、地区の森林推進員が出席する地区座談会を市民の声を聞きする場として位置付け、市の主要施策の概要をご説明するほか、様々なご意見、ご要望を伺っております。

現在のところ、こうした機会を通じて、市民の声を聞きしておりますが、今後、森林林業行政のあり方を議論していく中で、新たな役割を担う組織が必要となった場合は、そうした場づくりについても検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（水上雅廣）

いろいろな場で職員が意見を聞かれておるといことですが、私が知る限りは、まだ、私も日が浅いので申し訳ないですけど、今年も森林組合の総代会ありましたけど、そちらのほうには市のほうからは出席がなかったというふうに思っています。コロナの影響があつて来てくださということもなかったのかもしれませんが、それから、ある会場で森林組合のほうで森林施業計画の説明会をやられていましたけども、そのときにも若い職員さんは来ていただいたのかもしれませんが、市の政策に対する具体的な説明とかというのは、その場では当然、森林協議会が主催する会議ですから、なかったような気がします。かつてのような区長が林業振興の役割を担うようなことも今はないので、場をつくるといったって難しいのかもしれませんが、さっきの農業振興と一緒に、農林部で、そういう地区へ入っていくようなことも検討してもらってもいいのかなと1つ思ったりもします。そのほうがきっと素直に、私たちが聞いていうよりも、もっと素直な意見が聞こえてくるのかなというふうに思いますから、ひとつ検討いただきたい。

何でこんなことをと言うと、さっきの農業のこともそうなんですけど、またしても環境譲与税

に少しこだわりますが、例えばバッファゾーンなんて小集落では、もうどうしようもないんです。獣害被害も森林の被害も含めて。ということは農政だけでとか、農業振興課だけでとか、林業振興課だけでとかという話でもないんじゃないですか。

だから、さっき林務課の係の枠を外して、どちらにも職員が対応できるようなかたちにしてあるんだというお話でしたから、それがいいか悪いか別にして、農林部の中でもう少し横断的に枠を外していただいてもいいのかなとそんな気もします。どっちの政策でやるということじゃなくてここでやると。バッファゾーンに関して言えば、小集落に対するその考え方を森林環境譲与税の使い方とあわせて、少しお考えをいただきたいと思います。いかがでしょう。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

昨日の耕作放棄地の問題にも関連するようご質問かと思えます。昨日も上ヶ吹議員のご質問にご答弁したように、結局は農村とか飛騨市も含めてなんですが、山とか農地とか水路とか、例えば道路の法面とかも含めて、そこを少人数で管理していくというのが、もう完全に都市と違うところがございます。そうした意味では人口の減少というのはダイレクトに非常に影響を及ぼすというのが現時点ではないかなというふうに認識しております。

そうした意味では、やはり地域をどういうふうにして土地、森林農地、あるいはもしかしたら空き地も出てくるかと思いますが、そこをどう管理していくか、あるいは獣害対策をどうするかというのは大変な大きな問題と受け止めておりますので、農林部の中では課の垣根は取り払って、場合によっては、例えば林業振興課も農業振興課もあるいは畜産課も食のまち推進課の担当者も積極的に現場に出ていくと、皆さんのお声を拾い上げるということを意識的にやってまいりたいと考えております。

○2番（水上雅廣）

時間がなくなっちゃったので、ちょっと急ぎますが。森林環境譲与税については答弁ありません。

作業路の修繕ってさっきも出ましたが、このことについて作業路は森林施業というよりも、例えば農業用水路の取水管理のためのものであったり、それから砂防ダムが入っていたりすると、その土砂収水のための作業路であったり、そういったところに地域の人たちは積極的に仕事をされているわけです。そういったところになるべく目を向けて、何とか人力でできないところがたくさんあったりするときに、そういうところに支援をいただけないかなということのお願いをしたい。

それから先ほど職員の意見を聞く場と申しましたが、こんな話も聞いたんですよ、山の相続の相談ですとか、それから山を買ってほしいんですけどみたいなことを、市役所に来て相談したいなと思われた方が、どう言われたのかわかりませんが、森林組合へ行った方が早いよと言われて、森林組合では市役所のほうで聞いたほうが早いよ、みたいな、そういう感じだったらいいです。

市のほうでも、少しく対応を考えていただきたいのと、それよりも、こういうことが増えてくると外資、こういったこともちょっと心配になってくるんですね。今はあまり言われませんが、前はいつか水源地域を買収されてとか、ソーラーシステムをガンガンつくられてとかと

いう話も聞いたりしましたからね。そういったところも少し検討材料として頭の中に入れておいていただきたいなというふうに思います。

3つ目、消防団の処遇改善についてということで、総務省の報道資料によりますと、消防庁では消防団員数が減少していることや災害が多発化激甚する中で、消防団員の負担が増加していることを踏まえて、消防団員数の確保を目的として消防団員の処遇等に関する検討会というのを開催されて中間報告が取りまとめられました。それでもって通知をされておるわけですが、内容というのは報酬について考えてくれということです。消防庁長官からの通知を受けて、消防団員の処遇改善に向けた検討、これは市のほうではされているのでしょうか。されておるのならその内容、いないとなればどうしてされないのか教えていただきたいというふうに思います。検討の際に交付税の措置がされておりますから、そのへんについて関係をどういうふうにとらえていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それから、消防団員の仕事に関する検討会の中では報酬以外にも、消防団に対する社会的評価の向上や広報の充実に係る対策、それから消防団員の訓練の在り方についての検討状況、消防団協力事業所制度の周知と事業所支援対策、女性消防団員の確保、消防団員の減少、高齢化に対処するための機械器具軽量化、こういったものも検討材料だぞということで上がっておるわけですよ。こうしたことについて検討はさせていただいておるのかどうかお伺いをしたいと思いますし、最後に災害時における消防団員と、それから防災士、行政区の連携ということなんですけれども、このへんが地区によっては防災士との協力調整をどうすればいいんでしょうねと悩まれている地区もあるというふうに聞いております。そういったことで、そこで災害時の対応における消防団、それから防災士、行政区の連携、役割、協議の在り方、そういったことについてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔消防長 中畑和也 登壇〕

□消防長（中畑和也）

処遇改善の検討について、私からは1番、3番、4番、5番、6番について答弁します。

飛騨市では令和2年度から費用弁償の引き上げと団員報酬並びに費用弁償を個人への直接支給に切り替える等、団員の処遇改善を図ってきたところです。

その中で、令和3年4月13日付けで総務省消防庁から消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知が発出され、出勤報酬の創設及び団員報酬の引き上げを行うよう求められているところです。これを踏まえ、令和4年3月末までに関係条例を改正し、令和4年4月1日施行を目指すべく検討しているところです。

なお、この通知による基準額に条例改正した場合、これまでより1,000万円以上の予算増額が見込まれますが、地方財政措置や出勤報酬の創設に伴う課税関係など不透明な部分も多く、現在は情報収集に努めているところです。

次に、③社会的評価の向上や広報の充実に係る対策について。近年の度重なる災害における消防団の活躍などについて、報道などで大きく取り上げられ消防団の職務とその功績について大きく評価されています。広報活動については消防団員の処遇等に関する検討会においてSNSを活用した広報を検討するべきと提言があり、本市においてもより多くの世代に消防団の取り組みを

知り興味を持ってもらうとともに、消防団員自身のやりがいにも繋がるよう、広報誌やホームページ、消防のインスタグラム等にも消防団の活動をアップし、PRに努めています。このほか、イベント等における啓発グッズの配布や市内でのポスター掲示等によるPRにより社会的評価の向上に努めているところです。

また、今年度から消防団員募集の懸垂幕、横断幕を作成し各消防署、分署に掲示するとともに、消防車両にも消防団員募集のPRマグネットシートを掲示し消防団入団を広報します。

4 訓練の在り方の検討状況について。消防団員の訓練のあり方については、処遇等に関する検討会の報告における平時の消防団活動のあり方の提言の中で地域の実情に即した現場で役立つ訓練と操法大会のあり方についての考え方が提示されています。

これに対し、飛騨市消防団においては、地域の実情に即した訓練として、消防団が多様化する災害に対応するため、消防署と連携した中継送水訓練や市街地大規模火災訓練をはじめ、水害に対応するため土嚢工法の訓練、近年導入したチェーンソー、エンジンカッターの取扱い訓練など幅広い訓練を実施しています。

また、実践的な訓練を重視するため、常設型の放水訓練場として各消防署、古川町、神岡町のヘリポートを位置づけ消防団と消防署が連携して活動できるようにしていますが、コロナ感染症拡大防止により当初計画したほど訓練はできていないのが現状です。

操法訓練については、消防団員が火災現場で安全に活動するためにも重要であるという意見もある一方、訓練が団員の大きな負担となっているという指摘があり、市大会や県大会出場を輪番制とすることにより消防団員の負担軽減を図っております。また、飛騨市大会は競技性を低くし団員に幅広く消防技術を習得することを目的とした大会を計画しております。

いずれにしましても訓練と実災害の活動が効率よくリンクできるよう、今後の国、県の動向も踏まえて随時見直しと検討をしていきたいと思っております。

5 消防団協力事業所制度の周知と事業所支援対策について毎年度、商工会議所、商工会を通じてパンフレットを配布し消防団協力事業所制度のPRを行っています。令和3年9月1日現在、89の消防団協力事業所を認定しています。県では、市で認定した消防団協力事業所に対し、減税制度や報奨金制度を実施していますが、県内消防団員数の減少には歯止めが掛からないのが現状であり、これら制度の対象期間は法人事業税の減税および報奨金は令和3年度まで、個人事業税の減税については令和3年度の所得が対象のため令和4年度までとされています。県消防課ではこれら制度の継続について前向きに検討するとしていますが、当市からも引き続き県に対し強く継続を要望しているところです。今後の県の動向に注目しつつ、効果的な支援策について市としても別途に検討していきたいと考えております。

また、令和3年度の消防団員確保対策の新規事業としては、消防団加入PRマグネットシールを消防団協力事業所に配布し事業所の車両に貼っていただくことにより、消防団確保に併せて事業所の社会貢献をPRするよう計画しております。例年、消防団の勧誘は年度後半から行われるため、10月以降にマグネットシールを配布してお願いする予定です。

6 女性消防団員の確保と団員減少、高齢化等への対策について。女性消防団員は基本団員としての活躍のほか、救命講習、防火講習、火災予防啓発など幅広く活躍しており、地域防災の重要な担い手と位置付け、確保に努めているところです。

また、消防団員の装備については、少人数でも効率的な活動ができるよう、あるいは悪条件の

中でも安全に活動ができるよう安全装備や救助用資機材など活動内容に見合った資器材の充実に努めています。

団員減少への対策としては、一部の部で慣行していた定年制度の撤廃や組織硬直化を防ぐため役職を降格しても退職報償金や表彰の履歴で不利とならないよう配慮するなど、団員数の維持、確保に努めております。また、資器材の軽量化については検討しておりませんが、消防団と協議する事も考えていきたいと思っております。

今後も、国から通知のあった操法のあり方も含めた処遇改善や協力事業所とも連携した広報活動、SNSを通じた消防団活動のPRなどを進めるとともに実災害に役立つ訓練や資器材の整備について消防団と協議し検討していきたいと考えております。

〔消防長 中畑和也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

1点目の交付税との関係につきまして答弁申し上げます。消防団員の報酬については、普通交付税における単位費用に組み込まれたかたちで毎年度算定されております。議員ご承知のとおり、この単位費用とは人口10万人の行政規模を想定した標準的な必要額を算出したものであり、令和3年度における消防団員報酬や出動手当に係る飛騨市の基準財政需要額は1,942万9,000円となっています。

その一方で、現在の飛騨市の予算計上額は3,096万2,000円と大きく乖離しており、全額が交付税措置されていない現状です。

したがって、飛騨市消防団の活動実態や団員数確保の課題などを踏まえて、市の財政負担を慎重に見極めながら検討していく必要があるものと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

7番目の消防団、防災士、行政区との連携についてお答えいたします。

飛騨市地域防災計画第2編、一般対策編第4節、自主防災組織の活動と強化の項目において、行政区長が自主防災組織の長として、位置付けられております。その平常時の活動として、防災知識の習得、普及活動、防災カルテ、防災地図の作成、防災訓練の実施、生活必需品、防災資機材の備蓄、防災点検の実施、地域内の他組織との連携、消防団と連携した避難の声かけ運動の実施等があります。

また、災害時の活動として、情報収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、炊き出しや救援物資の配分の協力等があります。このように地域の防災については行政区、具体的に言えば行政区長の責任において行われます。このような状況で、平時においては、消防団は各行政区に対して、初期消火訓練や救護についての訓練指導、防火点検における指導や協力を行います。行政区長や行政区内での係も毎年交代するなかで、継続して行政区長を補佐できるのが防災士です。

防災知識の普及や防災カルテ、防災地図の作成、各種防災訓練の計画、実施について行政区長を補佐してまいります。

災害の発生が予測される段階では、消防団は消防団長の指揮のもと、危険区域の見回りや要配慮者の避難支援等を実施し、避難が必要な段階では消防団は住民への呼びかけや避難誘導にあたります。この段階で防災士は行政区長及び役員と協力し、一時避難場所等における避難住民の受入の準備と運営にあたることを期待されています。

災害が発生した場合には、消防団は人命の救助、捜索と、主として野外における活動を行い、防災士は避難所運営のお手伝いを実施することになります。

ここ数年で、防災の主体が行政から市民へと変化したほか、要配慮者への対応強化、警戒レベルの設定、避難勧告を廃止し避難指示への一本化等の変化があり、市でも新たな防災備蓄の保管、防災士養成の強化等、市内外の防災の仕組みも大きく変わりつつあります。

このような環境の中で自分たちの区は自分たちで守るという自主防災組織として取り組むべき活動や行政区長としての地域での役割、平時における防災訓練の実施や災害発生時の対応要領、消防団や防災士との連携強化等について、より一層の普及に努めたいと考えております。

令和3年9月1日現在で、市内の防災士資格保有数は205名おります。消防団員833名中、防災士資格保有者は20名おります。防災士は数こそ増えていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動ができない状況であり、今後、各行政区への防災士の名簿を提示し、行政区への防災活動に参画してもらおうと飛騨市防災士会と調整を進めております。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○2番（水上雅廣）

防災士とそれから行政区長さんの関係、消防団を含めて、そういったところをきちんと丁寧に説明してあげてほしいと思います。内部で混乱するようなことがないようにだけしていただければ、ありがたい。よくわかっていらっしゃらない行政区長さんもいらっしゃるような感じですし、その辺は周知をお願いしたいと思います。

最後に消防長に1点だけ、消防団協力事業所への支援ですけど、先ほどありましたけども、例えば、協力事業所の割引制度とか消火器の無償貸与とか、それから広報紙の掲載料の免除とか、いろいろなことをやっている団体もあるように聞いておる。そうしたことについて、消防長は何か具体的に検討されていることはないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

市のほうの単独の支援としましては、今から考えていかなければいけないとは思っておりますが、やはりいろいろと多方面との調整も必要なことでありますので、これからまた随時検討していきたいと考えております。

○2番（水上雅廣）

消防関係についてお願いしますから、ぱーんとふくらませてください。お願いいたします。

以上で質問のほうは終わらせていただきます。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。再開を午後2時30分といたします。

（ 休憩 午後2時21分 再開 午後2時30分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので質問させていただきます。9月定例会は決算議会であります。その資料の中の監査委員の意見書に適正な法令等の執行及び事務手続の遂行のため、職員研修等の実施を検討されたいという文言がありました。このことは、何かしら監査のときにあったのでしょうか、職員の能力に疑問符が打たれたものではないかと思いました。私自身もいろいろところで職員に対する意見を聞いておりましたので、なるほどというところがありましたので、今回ちょっと質問しようかなと思いました。

都竹市長が就任間もない頃、3月議会だったと思いますけれど、私は職員の在り方や人材育成について議論をしたことがありました。そのときの市長答弁は、ご自身の県職員の経験を踏まえたものでありまして、その意図するところは、私は是とするものでありまして、納得いたしておりました。

しかし、やはりこの監査意見書、または私が市政で評価されている職員の話を考えて、今一度、普段から脳裏に置く必要がある問題であるんじゃないかと思い、質問いたします。日本国中どの業界も人口減少や少子高齢化が進行しつつある中、人手不足が言われています。

昨日、今日の一般質問の中でも人手不足のことが言われておりました。飛騨市も将来を考えていくと、今までのような行政サービスやポストコロナの社会の変容にもしっかりと対応して、必要な行政サービスを提供していかなければならないと思います。「ありがとうと市民に言ってもらえる職員を」と市長はよく語っていらっしゃいますが、私はこれほど難しい命題もないなと思っております。

なぜなら市民からありがとうと言ってもらうためには、職員が自分の職能を高めていかないと実現しないからであります。ですから、組織をあげて職員の職の向上に努めてもらいたいものであります。

質問いたします。1つ目、人材育成基本方針の策定はしてあるのか。してあっても、していなくても何を原拠としているのかということですね。2番目、業務に関する人事評価等はどのようにされているのか。それを生かしているのか。3番目、人事情報の内容は職歴、受講した研修情報、有している資格などがありますけれども、その管理、利用されているのでしょうか。どうなっているのでしょうか。4番目、管理職からの面談は職員とよくされているのでしょうか。人に

よっては全くないということはないでしょうか。5番目、一番難しいことではあるんですが、この人事における適正な配置、処遇で心がけていらっしゃることは何か。6番目、職員に配置されたポジションで求められている役割を把握させているのでしょうか。そして、その習熟度をしっかりと上司はチェックしているのでしょうか。7番目、これも大切なんですが、職員皆が働きやすい職場環境づくりには、どのようなことを心がけて実践されているのでしょうか。7つ、質問いたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

職員の職の向上についてということのご質問でございます。私からは5番目の人事の配置処遇の問題と、そのあと役割の把握の問題6番ですね。2点、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、人事における適正な配置処遇で心掛けていることは何かというお話ですが、いい機会ですので、人事というのはいったいどうやっているのかという事を少しご紹介申し上げたいと思います。

人事管理において一番大事なことは「適材適所」であるというふうに考えておりますが、適材適所というのは何かというと、人によっての強み、得意分野が異なるということ、まず基本において人事を考えるということです。同時にこれはその人の強み、得意分野だけではなくて、各組織とか業務によって、職員に求められる能力が異なるということも前提でございまして、その組織や業務で求められる能力とその人が持っている強みと組み合わせるという作業が適材適所という作業だということです。

例えば、ゼロから新しい価値を生み出すような企画系の業務の場合、ゼロからイチを生み出す仕事の場合というのは、人とのコミュニケーションを円滑にできるという能力が求められます。そこから得た情報を市民の暮らしの向上に役立つような施策に転換していく、その情報をそのまま伝えるのではなく、そのままやるのではなく、その情報をもう一回、形を変えて施策にしていける。その着想能力が求められるわけです。

一方で、例えば税務でありますとか、会計事務でありますとか、補助金の執行といった、そういった分野ですと、関係する法律や条例、規則そうしたものを正しく理解した上で、細かい数字とか、細かい文言に根気よくそれを整理したり、確認したりする能力が求められるということです。求められる力が違うということです。その他にも部署によって例えば全体を取りまとめる能力が求められたり、ルーティンワークを黙々とやり遂げるような能力が求められたり、その能力は多種多様でありまして、これが民間の事業所と違って、市役所というのは非常に守備範囲の広い事業所ですので、その幅が広いという特徴があるということです。この背景には、かつては国とか県からの機関委任事務を遂行していた時代がありましたから、その時代であれば黙々とミスなくこなしていくということが必要だったわけですが、今や地方創生の時代、そして地方を取り巻く環境が大きく変化する時代ですから、地域づくりや観光振興といったまちづくりの視点が求められる、そうすると自治体の職員が自ら考えて、自ら実行するという能力が求められるようになってきているということでございます。

それを踏まえて人事はどうするのかということなんですが、まず、能力を見抜く、特に強みを



見抜くということが一番必要になると思っております、一番心掛けていることはそれだと言っても過言ではありません。

そのためには、日々職員を観察して、仕事の内容はもちろんですけども、ちょっとした言動や行動から、どんな仕事にこの職員は適性があるのか、強みは何なのかを普段から見る習慣をつけておかないといけないというふうに思っております、私自身も時間があると結構、市役所の中うろうろと歩き回って職員に声をかけたりするんですが、何も暇つぶしをしているわけではありません。そういった時のちょっとした仕草とか、ちょっとした言葉から強みを見いだせるということが結構あります。そういったことを幹部職員にも言うておるわけではありますが、そういった普段からの情報収集、観察が必要だということです。その上でもっともその職員が力を発揮できるだろうという部署を考えいくということになるわけです。ちなみに申し上げますと、観察をするという行為自体が、存在承認「アクノレジメント」といいますが、モチベーションを高めることにつながるんだというふうに考えております。

さて、その職員の適性がわかってくるのですが、これはただ仕事を通じて見定めていくものから、一箇所で適性があるからといって、そのポストに置き続けるというわけにはなかなかいかない。特に若い時期はいくつか違うタイプの仕事をさせて、初めてここが強いというのが分かるということもあります。人事はそういうふうにしなければいけませんから、例えば新規採用の職員で、ここが非常に得意だと思っても、全然違う仕事を次はさせるということで、若いうちは、適正を見出すということをやらなくちゃいけないということです。そういった人事の考え方があります。そこに、今後は職員の処遇を考えなければいけないということです。かつての地方自治体の給与制度というのは、同じ職位、例えば課長補佐なり、主査なりというところにおいても、ずっと続けても給料表は青天井で上がっていったんです。ずっと上がっていったんです。

ところが、平成18年度の給与構造改革で地方公務員法が改正されまして、ポストが上がらない限り給料上がらないことになりました。どこかで打ち止めになるんです。例えば主査なら主査でいるとどこかで打ち止めになるので、給料が上がるためには職位もあげていかないといけない、そういった仕組みに変わったわけですね。そうすると、職員の人生設計の上からも、モチベーションを保つ上からも、ある程度、昇任の人事というのをしてやらないと、いくらそこが適正であったからといって、ずっとそのポスト、主査なら主査、主任なら主任にいと、給料はもうずっと上がらないということになりますから、その配慮もしてやらなければいけない。ただ、飛騨市のような小さい組織ですと、ポストの数自体に限られますので、そうすると全員を適性のある部署に付けることは難しく、ある程度、昇任させてやろうと思うと適正ではちょっとないところ、必ずしもその人の強みに合わないところでも、なんとかここに掛けてみるという人事をすることが出てきます。

また、難しいのはポストというのが、毎年必ず空くわけではなくて、退職者ができて初めてあくものですから、退職者が多い年というのはたくさんポストが空いてくるんですけど、その年によって退職者が少ないとポストのあきができません。そうすると昇任するということができせんから、大変難しい人事になる。特に今ですね、団塊ジュニア世代がちょうど50くらいに差し掛かっておりまして、これから課長級、部長級ということになっておりますが、いよいよポストが少なくなってきましたから、ここからの人事というのはものすごく難しくなっていると、こういう事です。

さらに、ここに本人のキャリア形成というファクターが入るわけです。中堅職員にはできるだけ得意分野に長く勤めてもらいたいという大方針は持っているんですが、我々はそう思っている、本人はそう思っていないということもある。ここが自分の得意分野だと思っても、もうそこ6年やっています、7年やっていますということになると、違う仕事をしたいという希望があるのは当然でありまして、そこを無理に留めれば、今度はモチベーションが下がっていく、あるいは仕事の切れがなくなっていくということになりますので、その難しさも出てくるわけです。そうすると、職員の人生全体を見通して、今の人事をどうするのか、その瞬間だけを考えるのではなくて、この職員が例えば5年後、10年後こうなっていってもらいたいから、ここに付けるんだということもやらなくちゃいけないということです。実際にそうやって異動させた結果、思わぬところで力を発揮するというのも、現実にあるものですから、やはりそういう事も考えながら人事をやっているということです。今、申し上げただけでもかなりのファクターがあるのですが、さらにあるんです。

例えば、組織ですから人と人との相性があります。一番ここがいい、私はここに勤めたいというふうに思っても、そこにいたたまたま組み合わせになった上司とか部下との相性があって、相性が非常によければいいんですが、相性が合わなかったりすると、仕事は好きなんだけれども、この人と合わないのだから仕事がうまくいかないというケースが、実は結構たくさんあって、それで異動を考えざるを得ないということも出てきます。

もっと言いますと、家庭の事情もございまして、例えば、いろんなところで活躍してもらいたいけれども、家庭の事情で私は神岡でしか勤められません。あるいは宮川にしか勤められませんというケースが現実にあります。そうするとその配慮もしなくてはいけない。そしてあとは、妊娠、出産、育児、それから病気ですね。そうしたことがあると、またそれも考えなければいけないということになりますから、そうすると適材、適所でスタートはするんですが、そういうファクターで調整をしていくと、最後にでき上がってくる人事異動案というのは必ずしも当初思ったとおりにならないということが、実はものすごくたくさんあるわけです。そうした複雑な要因を組み合わせながら最適解を見つけるという作業を行っているのが人事異動の作業でありまして、通常、毎年的人事異動は、課長級以上の管理職については、私と副市長とでほしい人事をやります。課長補佐級以下、特に係長級以下は、まず総務部で素案を作ってもらって、その素案を基に副市長と2人でずっと見て、総務部長、場合によっては総務課長も一緒になって中身を見ながら決めていくと、そういう作業をしています、とにかく膨大な時間をかけてやっています。その都度、その1人、1人の過去に経験した職場とか、先ほど議員おっしゃった研修履歴とか、一番参考にするのは、人事意向の調査の調査票です。これをチェックしたり、それから周りからの評価ですね。周囲からの評価、そういったものを総合して、異動後にその係がどんなイメージになるのかを考えながら人事をやっていくということです。

こうして、苦勞して苦勞して、最後に人事を組み上げるんですが、4月にスタートしてみると、やっぱり不得手な部分があったり、それから逆に思わぬ能力を発揮し、期待以上の成果をあげるということもありますし、見込みどおりいかないことも、予想以上にうまくいくこともあります。あるいは4月にうまくスタートしたなと思っても、6月、7月になって、体調が悪いんで休まなければならない、あるいは家族の事情でどうしても仕事に制限がでてくる。あるいは家庭の事情等で退職するという人も出ます。そうするとそこはもう一度、全部組み直しなので、年度途中と

いうのは新規採用職員もとれませんし、それからポストも空きませんので人事というのは限られてくる。そこで非常に苦労してやった人事異動が水泡に帰すということも現実にはあるわけです。

いずれにしても、そんな苦労しながらやっているのが人事ということを少し知っていただくと、また見え方が変わってくるかなと思います。いずれにしても人事というものは、私、いつも申し上げるのですが、部分最適が全体最適にならないという典型例だとかいうふうに言っております。あるところを良くすれば、他のところがうまくいかない。あるところだけを100点とれば、他が20点、30点になるということで、全体をとおして少しでも高い点数になるようにやっているのが人事だということでご理解いただきたいと思います。

6点目のご質問ですが、職員に求められる役割の把握ということです。まずは人事異動の際に引き継ぎ等が行われます。そういったところで何があなたの役割なのか、何が求められているのかということをしっかり引き継ぎで前任者なり、組織の方から伝えてもらうというところからスタートするわけです。加えて、毎年の人事評価の際に目標設定というのをもいたしますので、その際にも求められているものを明確化していくということなのです。

その中で、今回、監査委員からご指摘を賜ったわけでありましてけれども、補助金の申請書類を確実にチェックする等は基本的な職能であると思うんですが、当然に全職員に備えてもらわなければならないと考えています。

ただ、十分な職員数が確保できているわけではなく、これでも全庁的いくと、年度途中の産休育休、病気休暇などの休みがでてでも対応できるところまでは、ぎりぎり増やしたんですが、これ以上はさすがに人件費の問題で増やすわけにはいかない。でも本当でしたら、あと15人から20人くらい居るとかなり余裕がある組織がつくれます。

ただ、それはもう絶対に無理なので、今ある現有勢力の中でやっていくしかない。そうすると、かつて平成の最初のころのようにOJTで、周りの上司が教えながら、教えながらだんだん能力をつけていくということはもうできなくなっています。上司そのものがもうプレイングマネージャーとなり管理職が課長級まで普通の担当職員のように働いていますので、そうすると、初めて担当する職員が自分で試行錯誤しながら職務をこなさざるを得ないというのが現実起こっているというのが事実です。

しかも、それが新規採用職員だったりすると、本当に先ほど監査委員からご指摘いただいたようなミスが起こってくるということが現実的にある。そうすると、どうすればいいのかということなんですが、やはり高い専門性が求められるような職場とかいうところを、仕分して行って、なるべく得意な職員を長く置くということを、1つはやるしかないというふうに思うんです。そのように心がけているんですが、それも先ほど申し上げたように、人事異動のやりくりの中で、どうしても変えなくちゃいけなくなって大幅に変わるというところが現実起きていて、そういうところにやっぱり何か起こるんです。ミスがやっぱり起こったりします。そうすると、もう1つは最後の砦のそこを固めるということになってきて、例えば会計事務であれば、会計事務局にベテランの職員がいるとか、条例であれば市全体のチェックを行うような、今、法令の審査委員会をつくっているんですけれども、その中にしっかりと長い人間が部署が変わっても見られるようにしていくとか、そういうことをやっぱりしなきゃいけないということで、今そういったことについては心がけておるところです。

あとは業務そのものを誰でもできるというか、経験が浅くてもできる仕組みにしていこう

ことも必要かと思っております、RPAの導入とか、書類を簡素化するとか、そもそも必要なチェック書類を減らしていったり、簡単な書類でチェックができるようにしたり、求める補助金の申請なんかの書類を少なくしていくとか、そういったことをやっぱり考えざるを得ない。あとは外部委託。ある業務を外に委託してやってもらうということにすることによって、経験が浅い職員でも正確な業務が行える体制を整えることも、やっぱり考えていかざるを得ないというふうに思っております。いずれにしても、大変難しいやりくりの中でやっておるんですが、その中で何とかミスもない、信頼してもらえる市役所をつくりたいということで考えておりますので、その両面から対策を施していきたいということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

私からは質問の1点目から4点目及び7点目についてお答えします。

まず、1点目のご質問ですが、本市では地方公務員法第39条第3項に基づく「人材育成基本方針」を平成17年3月に策定し、地方自治体に求められる役割として、1、高度、多様化する市民ニーズへの対応、2、厳しい財政下における行政運営、3、より良い地域社会の構築への貢献の3点を掲げています。

以降、この基本方針が求める人材を育成するための具体的な研修計画を策定し、随時、更新していますが、この中では市の求める職員像を職階ごとに掲げ、管理職については社会環境の変化に応じた行政の目標を的確に把握し、将来を見通した的確な判断のもと、その時代に相応しい戦略を構築する能力を備え、組織を統括し市民サービスの向上を追求できる職員を。一般職については、職員としての自覚を持ち、知識と技術の向上に取り組むとともに、常に問題意識をもち業務改善や創意工夫に取り組み、積極的に業務を遂行できる職員を育成することを主眼としています。

次に2点目のご質問、人事評価の手法と活用についてですが、人事評価につきましては平成26年の地方公務員法の一部改正により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が明記され、平成28年4月から制度の導入が義務化されました。

以降、市が独自に作成した評価シートを用いた運用を行なっていますが、本格運用から7年が経過する中で、社会環境の変化等により顕在化してきた組織横断的な業務の増加や、所属部署ごとに異なる必要な能力を可視化できていないなどの課題を踏まえ、本年度より、本評価シートの改定を行い、行政職を対象に新たな運用を開始しています。人事評価は職階に応じた能力評価と業績評価の2つを取り入れた総合評価としており、年度当初に各職員が管理職との面談を通じて目標設定を行なった上で上期と下期に分けて評価し、それぞれ開示するという流れで行い、その活用については、職員の能力、業務の成果を処遇に反映するのみならず、その前提となる個々の職員の目標設定時に、市の主要計画や重要課題への対応等を踏まえることで、組織全体としてその方向性を明確化、具体化することに繋がっているものと考えています。

3点目のご質問、人事情報につきましては、学歴や職歴のほか、昇級昇格や処分の履歴、資格取得情報等をシステム上で管理し、研修情報については、新規採用研修、中堅研修、係長級研修、公文書作成講座、地方自治制度、地方公務員制度など、各職階に応じて必要な全員参加型の研修

については、総務課で一括管理を行うとともに、職種に応じた専門的な知識の習得や技術向上のための研修等については各課で管理しています。これらの情報については人事異動の参考とするなど、人事管理の面において活用しています。

次に4点目のご質問、管理職と所属職員との面談に関するお尋ねです。管理職面談は人事評価の際だけでも目標設定、上期、下期における評価及びその開示の時と、最低5回は行うこととなっており、それ以外にも時間外勤務が規定時間を超えた場合や、職員に気になる言動があった際には、必要に応じ面談を行うこと、そして何より話しやすい環境や体制を整えておくよう、所属長に徹底しています。

また、新規採用職員に対しては、恒例となっております市長とのランチミーティングに加え、本年度より総務課によるフォローアップ面談を実施し、採用前後の心境の変化や現在の職場環境、職務に対する思いなどを確認するための機会を設けました。これらの面談をつうじ、職場環境の改善や、今後の人材育成に繋げていきたいと考えているところです。

最後に7点目のご質問、職員が働きやすい職場づくりにつきましては、労働安全衛生法第18条に基づく衛生委員会を設置し、職員組合を代表する委員も含め、労使一体となって、健康診断の実施やストレスチェックの実施等について協議し、各課における時間外勤務時間の把握や分析、公表を行っています。

また、産業医による職場巡視を毎月実施し、職場における安全衛生上の問題や職員の勤務環境を聞き取り、必要に応じて所属長への報告を行い、改善に取り組んでいます。

なお、各種ハラスメントへの相談窓口として、役職による充て職に加え、職員組合からの推薦による職員を相談員として選任し、被害を受けた職員が気兼ねなく相談できる体制としています。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○12番（高原邦子）

今の質問に対して、本当に飛騨市はよくやっているなと思います。地方公務員法39条の研修とかというのがありますけど、でも、市長はさっきOJTはなかなかできないんだというふうに言っているわけなんですよ。泉原部長どうですか、そのへん。ちゃんとOJTとか内部研修とかそういうことをできているのでしょうか。市長とのあれにそごがあるような気がするんですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

職員研修につきましては、答弁で申し上げました全体を受けていただく研修みたいなものは、総務課のほうで毎年、計画的にやっております。

市長が申し上げましたOJT、職場での研修ということで、仕事そのもののアドバイスとかそれに対する研修みたいなことやと思うんですけども、それがやっぱり管理職も自分も、ある程度、仕事を持ってやっているということで、そういう指導の面がちょっとしにくくなってきているなということは感じておりますけれども、全然ないということではないというようなことは思っています。

○12番（高原邦子）

私、一番大事なものは、上の人が直接コミュニケーションをとって、教えることが大事なんです

よね。

ところが、やはり人手不足で上司の方々も手いっぱい仕事を持っている。採用に関しても、ここは市長にお聞きしたいんですけど、私はこれから今、本当に日本全国、いろんな意味でキャリアパスとかいろいろなことがあって、いろいろなところから年功序列で、一生ずっと仕えるというそういった勤務形態はもうないと思うんですね。

ですから、国なんかの官僚なんかも、若い人が、皆やめてしまったりとかということがあって、なかなか職員というのが飛騨市もいなくなる可能性ないとは限らないわけですよ。だから、一番力を入れなきゃいけないのは人材育成なんですよ。もちろん仕事も大事なんですけど、人を育てることをしないと、飛騨市は大変な2040年ですか、市長は少子化とかわかってらっしゃるけど、2040年だと高齢化の人が一番多くなりますよね。そのあとの時代も考えていくと、やっぱり人が一番大切になってくるんですけれど、だから、私は中途の方、いろんな民間を経験した人、採用したりとか、そういったものは賛成なんですけど、いまいち、その今の話を聞くと、上司も忙しくてということになっていくと、本当に職員がちゃんと育っていくんだろうかと心配なんですよ。市長は私とのやりとりのときに、5年前もアクロレジメントとあって、例の存在承認のことを言われましたね。とっても大事なんですけど、今回、私がなぜこういうことを言ったのかといえば、人事とかそういったものにあんまり興味のない職員さんもいらっしゃるんですよ。出世しなくてもいいと思ってる方はいっぱいいます。それでもって、市民の方に対して、市民の方がちっともわかっていないし、いろいろなことを聞いてもわかっていないし、こういった今、コロナの世相があって、私は全部、そんな市民の人の言っていること、これは違うと思うこともいっぱいありますけど。やっぱりいいなど、公務員は何も悪いことしなきゃ、ずっとお給料もボーナスももらえていいなどか言うんです。私は一番大事なのが、何をしてもらいたいかと言ったらボトムアップなんですよ。新人もそうですけど、なかなか中堅の人でもわかってない人がいるんです。これが事実です。

だから、研修とかしっかりと自分の意識を持ってもらいたいし、そして自分の仕事に誇りを持ってもらいたい。そういったモチベーションというか、そういったものをしっかりと持てるような職員をやったり育てていかなきゃ10年後に大変なことになっちゃいます。私は、10年はないし、どうのこうのじゃなくて、そうじゃなく、やっぱり飛騨市のことを考えたら、人材育成にお金をもっとかけてほしい。本当にいろんな研修もそうですけど、いろんな職員に対して、いろいろな動機、モチベーションが、いろいろなものが持てるような、そういったことで、アイデアを出して、政策を競い合わせたりとか、そういうのは、ある部署ではやっていることはわかるんですけど、何とか、先ほど、数字をちゃんと、きちんとやらなきゃならない部署もあるし、そうじゃないところもあるし、いろいろな職員の能力、いろいろあってとおっしゃいましたが、私が今回望むのは、最低限、職員として知っていなきゃならないものはしっかりとチェックを入れてもらいたいし、試験じゃないですけど、時々は見てもらいたいと思うんですけど、そういったことはできないんですかね、忙し過ぎて、どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

何が最低限求められるかということなんですよ。やっぱり、基本的には書類をどの部署にいつ

ても支出の書類があったり、予算編成をやったりというのは絶対におきますので、特に支出関係の書類というのは絶対におきますので、それを基本的につくっていくみたいなところは最低限求められる力なのかなというふう思うんですね。

ただ、やっぱりかなり仕事の中身は複雑化しているので、共通項というのがだんだん少なくなってきているのも事実です。それは、もう市役所全体もそうですし、私が公務員時代に岐阜県庁を見ていてもやっぱりそうなんです。かなりその求められるものが複雑化しているものですから、そうなってくると、やっぱり最低限の部分は先ほど言いましたような最後の砦みたいところで抑えていくことになるし、もちろんそういったところは大体みんな多かれ少なかれやっていますから、所属の中でもある程度、上司がチェックしたりということではいけると思うんですけども、ただ、それ以上の人材育成ですよ。クリエイティブな能力だとか、そういうことになると、それは成功体験を積んでしかできないものですから、研修で学んでいくものではなくて、悪戦苦闘をして何かを成し遂げて、それでやった、よかったという経験をして、はじめて身につけていくものなので、そういう経験をたくさんさせてやりたいというふうには思っています。

あと、研修にお金をかけるというようなお話がちょっと少しあったんですが、どこかに研修に出すということよりも、私自身が本当にやりたいのは、ほかの組織に派遣をして、1年とか2年とか勤めてもらうということをやりたいんですね。岐阜県庁との交流人事、今、総務省の外郭団体の地域活性化センターとか、県の東京事務所に人を出していますけど、本当はああいう人たちをもっと増やして、ただ、交流人事でかわりに来てもらわないと、今度うちに穴があくものですから、そんなようなかたちにしたいんですが、今、国も県も人手が足りなくなって、一方的なら受け入れるけどかわりは出せないということ国なんかははっきり言うものですから、交流人事がなかなかしにくくなっていると問題もあるんですが、できればそういうふうにして、いろいろな釜の飯を食べてもらう、ほかの釜の飯を食べてもらうということの中で研修を積み重ねたいなということは思っております。

#### ○12番（高原邦子）

最低限持ってもらいたいなというのは、例えば、人事評価では部とかで違ってきますよね、その部、その部でね。そういったものはちゃんと持ってくださいよということと、さっき職員自身が必要だと思っている、その認識している能力と、あと、公務員ですから、公務員としてどうしても持たなきゃならないというのは倫理的なものとか、あと身分上の義務とか、そういったものを持たなきゃいけないと思うんですよ。それで今、OJTのことを言ったんですけど、例えばOFF-JTという外に行った場合ですね。そういうときの自分自身で自分磨きをして、一生懸命勉強している人もいますよ。そういう職員にちょっと支援とかはできないものですかね。本当に自分磨きしている子もいるわけですから、何にもしなくて、ただ、時間が過ぎるのを待っていて、悪いことをしなきゃ公務員はこのままでいいんだなんて言って、あんまりこう、何ていうんですか、いきいきともしなくて、それで市民の人に対してもというような、わかっていないものから、多くの仕事をかえって市民の人に押しつけたりとか、仕事の内容を分かっていないから。

だから、私はちゃんとそこが変わった場合、何をしなきゃならないかをちゃんと知らせていますかというのは、そこなんです。知らないんですよ。引継ぎでとおっしゃったんですけど、引継ぎがちゃんとされていない。ちゃんとされているかどうか誰がチェックを入れるんですか。そした

ら、チェック入れる人も変わってきた人とか、やっぱり誰かかんか、やっぱり、チューター制度というのかな、助言してくれる人、そうした人がおたらいいなと思うんですけど、いろいろなところで。そういった方々、もしも上司とかそういうのがだめなら、そういったいろいろなことを知っている方々に助言してもらったりとか、そういったことも取り入れて人材育成というほうに入らせていこうとは思いませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

引継ぎと言ったのは、引継ぎはこの職場で何が求められるのかを伝えるということですから、引継ぎだけで全部身につくってことは1, 000%ありません。それは、そういうものです。

あと、やっぱり窓口なら窓口、市民と接するところは市民と接するところ、企画を考えると企画を考えると全然求められる力が違いますし、窓口なんかは、やっぱり必ず年数の長い人間が教えているわけです。ここでもそうですけど戸籍とか住民票のところはそういう引継ぎがされて、細かいことを聞いて教えて、細かいことを聞いて教えてが日々ずっと繰り返されていますね。

ですから、それは一般論として全部に対して言うことじゃなくて、そのポスト、ポスト、仕事、仕事、課なり、係によってやり方が違うということですね。なので、そこについては、やっぱりOJTに近いことと申しますか、OJTそのものなんですけど、それをしっかりやっている、かなりやっているなと思うところもありますし、逆にそれは必要がないとか、新たに新しい着想企画を発送するみたいな力というのは、どちらかで見えて覚えるところが多いので、教えるほうも言語化できないものから、自分はなぜ思いついているのかというのは言語化ができないので、そういうところやっぱり見て覚えているところもあるでしょうし、その辺りはポストによって違うんだろうなと思います。

あと、個人、個人で研鑽を積んでいる人という話なんですけど、参考になるかどうかわかりませんが、これもいろいろな自分の勉強の仕方があるので、それぞれ違うんですが。例えば専門職、学芸員とかなんかには、今、いろいろな、研究会なんかにどんどん行ってこいと。必要な経費は市のほうで負担するからということで、専門性を深めることについては、むしろ積極的に行ってもらったり、職員の提案でこういう人を呼んで学びたいと研修したいということで、講師を呼びたい場合には提案型で、講師呼んで自分たちで勉強するときに、市が費用負担したりっていうのはもう制度化してありますので、そういったところで配慮してやりたいということです。

○12番（高原邦子）

あと、採用はどのようにされているのか、わかりませんが、最終的に私は教養とか、そういったペーパー試験とか、そういったものはある程度、みんな変わらないんですが、例えば本当に3日ぐらいかけて、みんなが集まってもらっていろいろなディスカッションをしたりとか、ある命題を与えて、これはこういったときはどう考えますかとかと申して、受験しに来て市の採用を受けたいなと思っている方々にも、新卒の子にもさせて、いろいろこう、そのときに、いろいろな性格とかそういったものも見る人が見れば分かると思うんですね。ただ、見て、1回その人だけのところ、みんなでおるところとか、何人かね。受験生でいろいろディスカッションさせてみたりとか、そういったやり方で採用していますかね。採用のときの面接は一對一ぐらいですか、



どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

職員採用につきましては1次試験、2次試験とございますが、今おっしゃった面接につきましては、副市長、教育長、私の3人で面接を行っております。今年から外部の方にも入っていただきたいということで委託しまして、1人面接に入っていたということとやっておるところでございます。

また、今おっしゃいますグループ討議みたいなやり方も、他市ではやっているということも聞いておりますので、今後、ちょっと面接のやり方も含めて検討したいということで、ちょっと協議しているところがございます。普通の教養試験だけでなく、適性試験というのを飛騨市は取り入れておまして、その方々の強みとか弱みというようなところを数値化したような検査する制度がありますので、それをしまして、ストレスを持っている歩が多いとか、指導的なことが強いとかということが、その検査で分かるような仕組みもありますので、そういうことでも検査をさせていただいています。

○12番（高原邦子）

飛騨市はそんなにも採用のニーズが多くないからかもしれないですけど、あるところなんかジョブマッチングといって部署ごとに、今年はこの部は欲しいとか言った場合、部がジョブマッチングをして、そしてやっていっているところもあるんです。

だから、今聞くと市長とか皆さんで決めてということなんですけども、そういった欲しいところのね、例えば基盤とか、専門的なところとか、ああいうときには基盤の部長さんが出てくるんだろうとは思いますが、そういった、その部、その部での、こんな人が欲しいということで、各部の部長さんが出て面接とかそういうのに出たりはできないものなんですか。

やっぱり部長さんも、いろいろなタイプの方がいらっしゃるし、いろいろな見方ができると思うんですけど、やっぱり採用というときは、しっかりとやってもらいたいと思うんですが、そうしないと市民が市の採用は本当に縁故採用やとか、いろいろなことを言ったりするものですから、やっぱり公平で公正でということは大事じゃないかなと思うんですけど、どうですか。その透明性を敷くにもやっぱりいろいろグループミーティングをやったりとかいろいろなことをして、ちょっと採用も一生懸命考えているよと。人材育成も飛騨市は本当に力を入れとるんだと。働いてくれる君たち、本当頑張ってくれよという、何かそういったものがないですかね。どうでしょう。ちょっとだけ、これから人材育成に予算かかりますけど、ちょっとだけ費用を回すというふうになりませんかね。どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今ほどおっしゃいました、例えば土木の技師を採用するような場合には、基盤整備部長が面接官になりますし、保育士とか保健師とかの採用につきましては、市民福祉部長が面接官になったりということで、それぞれの職場の代表が面接官になるという制度は今もやっておるところでございます。それと先ほど申し上げました面接の方法につきましては、やっぱり短時間でその人の

本質といたしますか、それを見抜かならんということで、大変難しいということで、常々思っております、複数回、面接するような自治体もございますし、そのようなことも含めて今後、面接、採用の方法については検討してよりよいものにしていきたいというふうに思っております。

また、人材育成に関する予算につきましては、しっかり予算要求させていただいて、できるだけ育成できるようにといたしますか、研修等も含めてやれるようなことで進めていきたいというふうに思っております。

△市長（都竹淳也）

すいません、ちょっと補足します。

採用なんですが、実は採用試験に私は加わらないんです。市長が面接したりするところは結構あるんですけども、先ほどの縁故のこととかが、どうしても私は政治任用職ですから、そういうことがありますので、基本的には副市長まで全部やっていただいて、最後、報告を受けて、私はそのとおりそういうふうにはしています。よく何か縁故採用みたいなことの話が出るんですが、全く荒唐無稽のくだらない話だと思っています。

それで、ただ、最近の傾向として社会人の採用を増やしているというのがあって、非常に雇用が流動化していると実感をもつて強く持っていて、新規採用で入った若い職員でも、パッとやめていって転職するというところに、何の憂いも感じないという人がものすごく増えていますね。逆に30代、40代で転職してくる。それで前職の経験を生かして大いに活躍してくれているという職員もいて、もう何か公務員というのは、入ってそのまんま定年までいるという公務員像というのはだんだんもうなくなってきて、どんどんジョブホップしながら移って行く中の1つの会社といたしますか、事業体なんだというふうになってきているというのはすごくありますので、そういう時代に合わせた人材登用の仕方とか人材育成の仕方というのも考えていかなきゃいけないというのをテーマにしているところです。

○12番（高原邦子）

先ほど職員の階層によるお給料の話がありましたけど、そのへんは、ちょっと予算委員会のところで聞きたいなと思っておりますので、ここはあえて今は触れませんが、要は人材育成のマネジメントしていく中で、よくPDCAってやりますよね。プラン立てて言うと。あれと一緒に、やっぱり何度も必要なのでそれで、市長がいつも言ってらっしゃる承認のところは、成功体験のところ「ようやった」というのが、そこなものですから、まずは、やっぱり基礎的なところが、ファンデーションがやっぱりある程度の土台がないと、なかなか褒めた評価というのはできないものじゃないかなと私は思っています。ある程度あっての上の評価で。

あと、もう1つ、トライアンドエラーという言葉をよく聞いたことあるんですけど、これをまた勘違いしている職員もいて、エラーしてもいいんやと。トライ、一生懸命頑張る。ありますよ、いろんな施策やっているうちにやります。ところが、エラーしちゃいかんところが役所の仕事なんかありますよね、絶対に、この部分はとか。それでもね、何か軽い乗りでトライアンドエラーと言われると「んっ」と思っちゃうところがあって、今回、こういった質問をしたんです。いろいろな批判をされる方、私は正しいとは思いません。ですが、私の心の中にやっぱり何件か溜まっていて、そして今回、監査委員さんの意見が出たということで、5年半ぶりにやらせていただきましたけれども、職員は宝です。どうかどうかよろしくお願ひしたいなと思ひます。

では、次の質問に移らせていただきます。昨年はコロナの影響で学校が休校になったり、運動

会とかいろいろな行事が通常とは異なりまして。何かと教育委員会や学校、保護者も大変な思いをした1年だったんですが、まだ、今年もそうなんですけれども、それでもカリキュラムというのはこなしていかなきゃいけませんよね。それで、飛騨市ではないでしょうけど、ここ最近ね、小中学生、先生にも陽性が出たとかというのを聞いていまして、飛騨市の学校がいつクラスターになるかもしれないという不安はあります。学童生徒の陽性が公になっている高山市の新聞報道で放送されていました。保護者もそういったのを読んでいますんで、不安なっ、飛騨市では、なんか10代とか出とるけど、あれ、違うのかな、なんて言われても、そういうことは、私たちは知りませんとお答えしているんです。そういったことで、ちょっと昨日から重なりますけれども、軽くてよろしいので答えていただけたらと思います。

1 番目に現状を鑑みて子供同士の感染を防ぐために取り組んでいることは何か。

2 番目、高山市では児童生徒に陽性者が出たと新聞で学校名を出していますけれども、飛騨市の対応はどうしますか、そういったときはと。今、こういった緊急事態宣言が入って、登校を控えさせる親さんも、登校はちょっととか幼稚園とか保育園なんかもそういったことを聞いたんですけど、やっぱり飛騨市にもそういった家庭があるのかなと。家庭によっては違うと思いますけど。やっぱり、現状はどうなっているんでしょうかということ。それで、今度、学校に抗原定性検査のキットに対する、文科省でしたか、何か置きなさいとかと言って、学校の先生がやるんですかね、何かやるようなふうになってしまいましたけど、これって本当に大丈夫なんだろうとか、先生たちの負担も大きいし本当にどう思ってるんでしょうか、こういったことを言われてきていて。

5 番目ですが、勉強とかそういったことがふだんと違うもので、学力低下がちょっと心配されていますけれども、全国学力テストの結果について飛騨市はどうだったのかなということを、話せる範囲でよろしいので教えていただけたらと思います。学力低下にならぬように学校はどのようなことをしていらっしゃるんでしょうかってことです。

あと、飛騨市はみんなにやさしいまちづくり宣言として、誰にもやさしいまちづくりをしています。学校現場ではコロナへの誹謗中傷に対して、どのように教育は伝えていらっしゃるんでしょうか。

8 番目ですけど、小中学生のワクチン接種状況、予約状況はどうなっているのか。昨日の話で任意接種でありますし、聞くのはいけないとかと新聞とかそういうものにも載っていましたが、教員が、私は知っていても、別にね、みんなの前で手を挙げさせるということはいけないけれど、やっぱり先生もある程度、本当のところとかそういうことは他言無用で守秘義務を守っていれば、先生も知っていたほうがいいのか、なんて思ったりするんですけど。そういった副反応とかそういったのが出た場合のときとか、いろんなことがワクチン注射では考えられますけど、飛騨市はどのように対応されるおつもりですか。話せる範囲で結構ですのでよろしくお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

コロナ禍で子供たちへの対応は万全の備えであるのかにつきまして、8点のご質問にお答えさ

せていただきます。

まず、1番目の子ども同士の感染防止の取り組みについてでございます。

飛騨市の小中学校では県教育委員会、緊急事態宣言発令に伴う小中学校の対応に基づき、校内における感染防止の観点から校内でのマスク着用の徹底、健康チェックカードによる毎日の健康状態の確認、手洗い、アルコールによる手指消毒、教室等の換気の徹底等に継続して取り組んでおります。

また、身体的距離を確保し、感染リスクの高い活動を停止しています。例えば、長時間、近距離での対面グループワーク、近距離で大声で話す活動、室内、近距離での合唱や器楽演奏、近距離での調理実習などは行いません。体育の授業では呼気が激しくなる運動の回避と運動をしない時のマスク着用を徹底しています。

さらに、感染リスクの高い給食時は全員が同じ方向を向いて座り、会話をしない黙食を徹底して、感染予防を進めているところでございます。

2点目の児童生徒の陽性が判明した場合の報道への対応についてでございます。県では学校を含む関連施設において感染者が判明した場合において、感染者数が5名以上のクラスターが発生した場合は記者発表を行います。感染者数が5名未満では原則記者発表を行いません。

ただし、施設閉鎖等の対応を行う場合には5名未満であっても記者発表を行うこととされています。飛騨市教育委員会もこれを踏まえ、他の児童生徒への感染の可能性があり、検査や学級閉鎖等を実施する場合には、関係者の不安を和らげるとともに感染拡大防止への協力を得るという観点から学校名も公表し対応する方針であります。

3番目、登校を控える家庭等の状況についてでございます。各学校の出席状況につきましては、毎週行う市の新型コロナウイルス対策本部会議において市全体で共有し、変化があればすぐに対応できるようにしています。夏休み明けから今日まで、市全体の欠席者は3%～5%程度で推移しておりますが、この中には、コロナに感染することが不安で学校を休んでいる生徒はいないと聞いております。欠席者の中には、本人はもちろん、家族に体調不良者がいる場合も、念のために登校を控えるケースがあります。コロナ禍においては、かからない、もちこまない、うつさないの観点から、お子さまの体調が悪い時には、無理をさせず、医療機関に受診の上、休養し、回復に努めていただくようお願いのメールや文書を発出して啓発に努めています。

4点目でございます。抗原検査キットに対する対処についてでございます。令和3年8月、文部科学省より感染者の早期発見を目的として、全ての幼稚園と小中学校に抗原検査キットを配付する旨の通知がありました。飛騨市への配布予定数は9箱、90セットで、9月下旬に届く予定とのことです。原則として教職員、必要に応じて4年生以上の児童に使用します。

飛騨市においては、すでに抗原検査の体制が整備されており、心配な場合は早期にPCR検査や簡易検査を受検することができるので、基本的にはこれまで同様こちらにつないでまいります。それができない場合の活用、あるいは大人数が受検することとなった場合、市が保有しているキットと併せて活用する等を考えているところでございます。

なお、これまで、市の検査体制においての知見を活かし、学校においても文部科学省から出された学校における抗原検査キットの活用の手引きを参考に、実施体制の整備や保管場所等の検討を進め、現場の教職員に負担のないように、教育委員会が支援、指導を進めていきます。

5点目、6点目は関係がございますので一緒に答えさせていただきます。2年ぶりとなった全

国学力、学習状況調査は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う臨時休業など、学習状況の変化で学力低下が懸念されましたが、文部科学省は全教科とも平均正答率への影響は確認されなかったとコメントしております。飛騨市においても、細かい分析はこれからですが、市内小中学校の平均点は全国や県の平均と比較しても決して心配されるものではありませんでした。

学校は飛騨市学校教育の方針と重点を踏まえ、飛騨市が目指す学びづくりに基づいた、学力向上につながる主体的、対話的で深い学びが生み出される授業づくりに取り組み、自分から学びに向かう子どもたちを育成しています。制限の多いコロナ禍においても、何ができるのかを自分で考え、判断し、行動する子どもたちを育てるために、一方的な指示や教え込みを極力減らし、自己決定をする機会を増やしてきました。学校職員と子どもたちが根気よく積み上げてきたこうしたことが、学力の向上や維持につながっていると考えております。

7番目の学校現場におけるコロナへの誹謗中傷に対する取り組みについてでございます。学校現場においては、人権教育の観点から、感染者やその家族、医療、福祉従事者等への不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷等があるてはならないこと、正しい情報に基づいた冷静な判断をとり、お互いの人権に配慮した行動をとること、新型コロナウイルスは誰もが感染しうる感染症で他人事ではないこと等について、児童生徒の発達段階に応じて、学級活動や全校、学年集会等で継続的に指導しています。

例えば、古川小学校では学校長の指導のもと、すべての教室に「みんなにやさしいまちづくり宣言のポスター」を掲示しています。また、全校道徳をテレビ放送で行い、宣言の意味や願いを伝えるとともに、みんなにやさしいクラスづくりや学校づくりをしていこうと話しました。子どもたちはその願いを受け止め、自宅待機をしていた仲間が登校した際には「大丈夫やった」「大変だったね」という言葉をかけたそうです。久しぶりに登校したお子さんは、その言葉が本当にうれしかったと話してくれたと聞いています。教育委員会としましては、今後も児童生徒、教職員そして家庭の人権感覚が高まり、学校全体がやさしい言葉でつながるように啓発活動を行っていきます。

最後に、小中学生のワクチン接種と副反応による欠席の取扱いについてでございます。市のワクチン接種推進室の集計によりますと、12歳～15歳の児童生徒のワクチン接種アンケートの回収率は、70.9%で、そのうち接種希望者は91.8%でした。ワクチン接種は個人情報であり、接種は強制ではないこと、身体的な理由等によって接種することができない人や接種を望まない人もいること、また、その判断は尊重されるべきであることなどから、接種の有無については学校が情報を収集することはありません。学校では、ワクチン接種の有無によって、いじめや差別などが起きることがないように、児童生徒の言動に気を配っています。

また、副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱いは、文部科学省の通達により、出席停止の措置を取っております。市のワクチン接種推進室より出された対象者への意向調査や接種券、予診票にも出席停止扱いについては記載され、児童生徒や保護者に周知されているところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○12番（高原邦子）

どうもありがとうございました。昨日からいろいろと聞いておりますので、しっかりと対策がとられていることで安心いたしました。

これ、市長にお伺いしたいんですけど、一応、任意で接種ということで、差別はいけないということで、職員の上出くんのデザインしたのが貼られたりして、本当に大切なことやなと思っています。やさしいまちづくり宣言。今、ただ、ワクチンパスポートじゃないですけど、これからワクチン済みを証明する、ああいうのを持たないと、例えば食堂とかレストランとかお店とかだめとかというふうに、もしもお店屋さんが決めたとしましょう。そういうのというのは、この誹謗中傷の差別とか、いろんなふうにあたらないのか、それが心配なんですけれど。ただ、お客さんで行く人に見れば、やっぱり来ている人が、ちゃんとワクチン打っているよというのと、打ってない人とかいうのは、また違うかもしれないんですけど。そういう場合はどのような扱いで考えていったらよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

昨日もワクチン検査パッケージという議論をしました。一番そこが制度設計の難しいところだと思っています。これから国でどういう議論がなされるのか、まずはよく見たいと思うんですが、ただ、店舗によって自主的にやるというところは出てくる可能性はあると思っています。実は今、飛騨市の町の中で飛騨市民以外お断りというのがありますね。あれを実はすごく疑問視する声も他方でありまして、これもある種の差別であるということ声を高におっしゃる方もあります。

ただ、これはあくまでも各店舗の自分のところの運営の中でやられていることなのだから、市として、今それはよくありませんよというなことは申し上げていないという段階なんですけど、今度のワクチン検査パッケージは国全体としてやることになりまして、それに沿ったかたちで県市町村も一緒にということに恐らくなってくるので、そこは、まずこの制度の設計をよく見極めたいなと思います。

ただ、やっぱりどうしても打てない方がおられますので、実際に打ちたくない方もあれば、やっぱり体の問題で打てないとなった方も、私自身も承知しております。そこも難しい問題ですが、よくこれからの議論の中で考えていきたいというふうに思っております。

○12番（高原邦子）

なかなか難しいなと思うところあります。本当に打てない方も私も知っていますので、あと、そういった抗体ができない体質の方とか、そういったものを持ってらっしゃる方も知っていますので、それでと思うんですが、でも片方ではやっぱりこうやって、任意接種だから聞いてはいけませんよとか、いろいろ個人情報でとか言いながら、例えばお店屋さんでは、それがまかりとおる、何かダブルスタンダードという気がして、そのことを例えば、もしも市民のある人に聞かれたら、自分は答えきれないなと思っているので、今、市長に聞いたんですけど、また、これから先、国のこともあるので、そのときに、またしっかり考えていけばなと思っています。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。再開を午後3時50分といたします。

（ 休憩 午後3時40分 再開 午後3時50分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、野村議員。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

◎議長（澤史朗）

なお、質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

○10番（野村勝憲）

それでは通告に従い質問いたします。史上初めて1年延期となった東京五輪が8月8日閉幕。東京パラリンピックは9月5日に閉幕しました。東京五輪の聖火リレーが4月に岐阜県内各所を廻り、飛騨では4月3日高山市で、翌4日に下呂市で聖火リレーが行われた。また東京パラリンピックでは地域の特色を生かした採火式に岐阜県下26の市町が参加し、飛騨では8月に萩原町と高根町で採火式を行い、集められた火は岐阜県民の火として東京に運ばれ、パラリンピックの聖火となりました。飛騨市では東京五輪の聖火リレーは一切行われず、その上東京パラリンピックの採火式にも参加できず、せめて飛騨市内での聖火リレーを見たかったとの声を多く聞きます。7月14日古田岐阜県知事と新田富山県知事が対談された観光連携をヒントに、早速、古田知事に面談を申込み、コロナ対策でご多忙の中お時間を頂きました。

8月3日神岡から洞口前市議、宮川河合から水上市議、古川から池田数河観光協会長と私の4人で古田知事に面談し、各地区からのお礼や要望も含め予定時間が10分以上オーバーする等、大変有意義な意見交換ができ、改めて古田知事に感謝申し上げます。

私から山とお城をキーワードに富山、長野、岐阜3県で観光連携を推進すべきと古田知事に進言したところ、ウェブで長野県の阿部知事と共に渡辺国土交通副大臣に中部縦貫自動車道建設促進等の提言活動された後だけにグッドなタイミングでした。コロナ感染で景気が低迷する中、消費の回復に地域間で差がでており、人口の少ない小都市や町村で回復が鈍く、苦況に陥っており、専門家はその要因に地域経済の柱である観光産業への打撃による収入減が大きいと分析。飛騨市でも観光業や個人商店等の経営者からは本当に苦しく資金繰りも大変の声を多く耳にします。この危機的状況から脱するために不可欠なのは的確な現状分析と卓越した打開策が強く求められます。

そこで、今回私は飛騨市の地域経済の柱である観光振興を中心に質問します。まず、大きく1点目の飛騨市の観光客の動向と現状分析について。観光とは地域で人、モノ、お金の流れを創出するエンジンを担い、地域経済を元気にする原動力です。都竹市長は観光を一丁目一番地に、外から人と金を取り込むと公言して既に5年経過。その成果はあまりに出ていないのが飛騨市の現

状です。そこで過去の検証も含め5点を問います。

まず、1点目、都竹市政1期目で最も力を注いだ観光の成果について。神岡町ではカミオカラボの改修費に約3億円、古川町では飛騨古川まつり会館の改修費に約2億円、計5億円の観光施設改修費を投資しました。当然、市民は観光面でプラス効果が出ているものと期待、コロナ前の平成31年迄4年間で外から人と金を取り込んだ実績はどの位で、数値目標は達成できたのか。年度別にその成果を示して下さい。

2点目、コロナ前、20年の観光客入り込み状況とマイナス変動について。隣接の高山市は平成31年に観光客が年間470万人、白川村が215万人突破する等、観光産業として順調に右肩上がり伸び、一方、飛騨市は逆で、平成14年の165万人をピークに右肩下がりが続き、年間100万人前後で推移しています。

飛騨市は平成12年～21年迄の10年間は観光客が年平均127万人だったのですが、平成22年からコロナ禍直前の平成31年迄の10年間は、年平均105万人で年間、約22万人の大幅な落ち込みです。何故同じ飛騨地方で飛騨市だけがマイナスに変動しているのか、その原因を示して下さい。

3点目。コロナ前20年の飛騨古川まつり会館入館状況とマイナス変動について。平成4年、夏にオープンした飛騨古川まつり会館の入館者は平成11年迄の8年間は年平均7万5,000人、平成12年か～平成21年迄の10年間は平均年7万1,500人。平成22年からコロナ禍直前の平成31年迄の10年間は平均約5万人の大幅な落ち込みが続き、年平均では2万2,500人の入館者で厳しい運営が続いております。何故ここ10年以上、年平均5万人以上の入館者が大幅に落ち込み続けているのか、その原因を具体的に示して下さい。

4点目、飛騨古川まつり会館の4K映像と料金及び数値目標についてです。このコロナ禍の中、新宿駅周辺のビルに登場した猫の3D映像が大きな話題となり、飛騨市民もその様子をテレビでござらんになり、改めて立体映像の魅力と迫力を感じられたことでしょう。まつり会館の3D映像はオープン以来、平成29年度までの25年間は古川祭りのストーリーがうまく演出され、歴代の首長や議員が登場するシーンは1回も無く、全く政治色のない映像でそれが市民の誇りでもあり、また観光客にも人気でした。

しかし、平成30年から4Kに変えた映像に、驚くことに全国的にも余り耳にしたことがない地方政治家の都竹市長や布俣県議、葛谷市議が登場するシーンが度々で、その制作費は4,500万円の大金を投入していますが、映像がワイドできれいなのは、きれいなんですけど、古川祭りのストーリーもやや薄くパッパと変わる画面が多く、あまり印象に残らなく、リピーターにも影響しているのかと思います。平成30年度の入館者数は入館料800円から500円に値引きしたにもかかわらず、映像が3Dだった平成29年度と比較して約5,000人の大幅な減となり、費用対効果は全く出ていません。これに対して市の見解は。

現在、入館料は700円に設定されていますが、映像を4Kに変えた平成30年はオープン以来ずっと800円だったのを500円にし、さらに今は700円。この夏だけは半額350円と猫の目のように変えてきた根拠は。

それから来年度からは大人の入館料は家族や団体客が入り易い料金の500円を再度提案します。市民の中から飛騨古川まつり会館は、いつから政治家のPR館になったのだ。議会はチェックしたのか等と言われ、今後も入館者減が続けば増々その声は大きくなるでしょう。それに対



して市の見解は。

この際、地方政治家3人が登場するシーンは全てカットするか、好評だった3D映像に戻し、入館者回復に努め商品価値を上げるべきと思うが、いかがですか。

最後にコロナ禍観光客入り込み者数とまつり会館入館者数の現況について、昨年はコロナ禍の中、全国でGOTOトラベルキャンペーンが実施され、その影響は飛騨市にもあったものと推測します。そこで昨年9月から今年8月まで1年間の飛騨市の観光客入り込み者数と飛騨古川まつり会館の入館者数を月別に示してください。この夏、まつり会館は7月16日から8月31日まで、子ども連れの入館者促進のため、入館料700円を半額の350円に設定しています。その成果と3D時代入館料金800円だった平成29年7月16日～8月31日迄の1ヵ月半と比べ人数と金額はどうだったか示してください。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、1点目の都竹市政1期目で最も力を注いだ観光の成果についてお答えいたします。飛騨市における観光とは、人口減少下でも市外から消費を呼び込む重要な産業であるとともに、地域資源を多くの方に見ていただき、楽しんでいただくことが、ふるさとへの誇りと、まちの元気を生み出すことに繋がると考えております。観光はあらゆる市民が加わることができる産業であり、飛騨市の観光振興の取り組みはまちづくりに直結するという考えで推進しております。

なお、都竹市政1期目の観光客入込数は平成28年は101万人、平成29年は113万人、平成30年は108万人、平成31年は122万人と順調に増加しております。

次に2点目のコロナ前20年の観光客入込状況とマイナス変動についてお答えいたします。まず、観光客の動きにおいては、経済情勢や自然災害などが大きく影響します。そのため数年来の入込み客数を平均して捉える見方はしておりません。ご質問の平成12年から平成21年までにしましては、旅行ニーズが昨今とは違い団体旅行が主流で、さらに平成14年から数年は「さくら」効果による特殊要因がありました。

また、平成22年以降にしましては、リーマンショック後の東日本大震災、豪雨災害などによる影響がありました。

しかし、平成24年以降においてはインバウンド需要の増加が見られ、飛騨地域の中でも特に外国人向け宿泊施設の多い高山市、世界的な知名度のある白川村はその需要を取り込んで入込が増加しましたが、飛騨市においてはそもそも宿泊施設数が絶対的に少ないことから、インバウンド需要は限定的となっております。

このように地域によって環境が異なることから、飛騨地域の中で単純比較することは適切ではないと考えております。

なお、特殊要因を除いての数値を見ても、個人旅行にニーズが変化した中でも入込、宿泊ともに右肩上がりの状況となっておりますが、一昨年度以降は、暖冬に引き続きコロナの影響で激減しております。

続いて、3点目のコロナ前20年のまつり会館入館者とマイナス変動についてお答えいたします。平成31年第1回定例会の折にも同様のご質問をいただき答弁しておりますが、飛騨古川ま

つり会館につきましては、平成4年のオープン以来、展示装飾を中心に定期的なリニューアルも含め、ほとんど手を入れてこなかったことから、市場ニーズからかけ離れた賞味期限切れの施設となっていたと認識しております。

このため改修工事を行い、昨年度リニューアルオープンしたところですが、コロナ禍である6月のオープンになったことから、完全なかたちでの営業はほぼできておらず、オープン当時との数字の議論をすることは適当でないと考えております。

次に4点目の飛騨古川まつり会館の4K映像と料金及び数値目標についてお答えします。6月の一般質問でもお答えしましたとおり、会館リニューアル後、4K映像をはじめ、館内展示については、お客様をはじめ、旅行事業者、メディアの皆様から高い評価をいただいております。

費用対効果につきましてはの答弁も先ほどと同様になりますが、コロナ禍の中でのリニューアルオープンとなったことで、完全なかたちでの営業はほぼできておらず、効果を議論するところまで至っておりません。

なお、入館料につきましては、運営主体である飛騨市観光協会の判断のもと、各種イベント企画と合わせたかたちでの割引などを導入し、誘客に取り組んでおります。今後も引き続き館内でのイベント企画のほか、旅行事業者や街歩きガイドと連携した新たな周遊プランの造成、更には物販コーナーの充実など、お客様のニーズを踏まえ連携を図りながら取り組んでまいります。

次に5点目のコロナ禍観光客入り込み者数とまつり会館入館者数の現況についてお答えいたします。昨年9月以降の状況につきましてはGOTOキャンペーンの影響もあり、市内宿泊者数は10月が対前年マイナス15%、11月がプラス3%と徐々に回復傾向にありましたが、第3波の影響により12月以降は厳しい状況が続いております。令和3年に入り第3波、第4波の影響もありましたが、4月、5月の宿泊者数は対前年の2倍超、7月、8月も好調でしたが、第5波緊急事態宣言により厳しい状況が続いております。

まつり会館につきましては10月、11月は月1,500人を超える入館がありましたが、12月以降は厳しい状況が続き、令和3年に入り1,000人を下回る状況が続きました。7月、8月については、飛騨市夏休み体験割引キャンペーンの効果もあり月1,000人程度まで回復しましたが、第5波緊急事態宣言により、現在は平日休館としている状況です。

なお、3D映像時代の平成29年と比較しましても、コロナの影響により入館者数は減少しております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○10番（野村勝憲）

数値目標は年間どれだけなんですか。それちょっと答弁なかったんですけど。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

まつり会館の入館者数の目標としましては、まだ、このコロナ禍の状態にありますので、この緊急事態宣言が解除された後は、まずは、ひと月1,000人の入館を目標としたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

過去に私が質問したときはですね、年間3万人という話もありました。そのあと6ヵ月～7ヵ

月たったら2万5,000人となっていました。そうしましたら、まつり会館を維持していくためには年間どのくらいの入館者数と売上げが必要なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

まつり会館のほうは、1年間に1万5,000人の入館で、まず収支トントンの状態になると見込んでおります。

○10番（野村勝憲）

そうしますと、1万5,000人で黒字化になるという理解でよろしいですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

1万5,000人を超えれば黒字化になる見込みということです。

○10番（野村勝憲）

1万5,000人ということは、掛ける700円として、年間1,000万円ちょっとですね。それで黒字化になるわけですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

1,000万円、館の維持に関するところは、維持できると考えております。

○10番（野村勝憲）

私の読みでは、年間、2,000万円は最低必要だと思いますよ。それはそれとして、実は私が気になっているのは、平成4年オープン以来、まつり会館の入り口付近の池ですね。金魚や鯉が泳いでいましたよね。今、その光景は見られません。残念ながら小石でということですが、すけども、やっぱり外観の景色が変わって、情緒がなくなりつつあるわけですが、中に入って、館内の中庭には、ここは今後、小石でまた埋められるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

中庭の池につきましても、同様に石を敷くことによって対応したいと考えております。

○10番（野村勝憲）

私、やっぱり古川祭の情景をまつり会館の広場にも出さなきゃいかんと思って、もう少し工夫が必要だと思うんですけども。例えば、祭りののぼり旗やちょうちんを出すとか、それから子供歌舞伎の義経と弁慶、例えば子供さんやら観光客に、やっぱりにぎわいを持たせるという意味で、顔出しパネル、看板ですね。こういったものを出すという考えはないんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

今ちょうどいしましたご意見は、今後、まつり会館の雰囲気改善するところで、ご意見とし

て承ってまた検討したいと思います。

○10番（野村勝憲）

どちらにしても厳しい状況が続くと思いますわ。かつては7万5,000人とか、7万人いたわけですね。当時は掛ける8ですね、年間5,000万円以上の収入があった。しかし、現在は1,000万円いくか、いかないかという状況で、大変な落ち込みなんです。そういう状況が今後、私はまだ続くと、コロナということじゃなくて、平時に戻っても続くような、私はそういう推測しているんですね。

実は今回、私いろいろ回った中で、ずっと駐車場、公営の駐車場ですね。これで年間1億円以上、収入があるとところが自治体であるんですが、そういう意味では、かつては駐車料金を取っていたんです。まつり会館ということじゃなくて、この本庁舎の前ですね。私はこれから、なかなか厳しい局面がまつり会館にも現れてくると思いますので、例えば駐車料金を、なんか目的を持って、例えばこども対策に使うとか、いろいろなかたちでできるとは思いますが、駐車料金を今後、1年、2年後でも結構ですけど、そういったものを考えられることはないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます

□商工観光課部長（畑上あづさ）

以前、市役所前駐車場で料金徴収しておりましたときは、主に団体の観光バスの駐車料金を徴収しておりました。当時は団体旅行が旅行の主なパターンでしたので、そういったことで料金徴収しておりましたが、現在は個人的な、数人単位の旅行の形態にシフトしておりますし、駐車料金を取ることについては考えておりません。

○10番（野村勝憲）

そうしましたら、ちょっと2点目のですね、コロナ前、20年の観光客入り込み状況とマイナス変動についての中で、私、白川村さんのことを話したと思いますけど、白川村さんは平成25年2月に、実は金沢、南砺市、高山市と白川村で、北陸飛騨3つ星街道誘客推進協議会が発足されたんですね。その年の平成25年度白川村の観光入込客数は143万人だったんです。

ところが、平成31年は驚くことに72万人増えて、先ほど言いました215万人を突破したわけですね。そうしますと、これは明らかに、この大きな要因は3つ星街道による地域連携が大きく貢献していると思います。

したがって、東海北陸自動車道が4車線へどんどん進んでいますね。それが完成したときは、先ほど、昇龍道街道と、それから3つ星街道が今後、注目されます。そうなってくると、私がちょっと危惧しているのは、そうしますと飛騨市が取り残されないかどうかということです。そういうことを前提にして、例えば誘客戦略としてどのような対策を考えておられるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

飛騨市は、今、独自の観光コンテンツがたくさん増えてきております。薬草や広葉樹のまちづくり、鮎、それから飛騨牛など、ほかの高山市、下呂市にはないコンテンツが充実してきておりますし、それに加えて、このコロナ禍でのマイクロツーリズムもございますので、そういったところをマッチングさせながら、体験メニューも増やしてきております。そういったことを飛騨市

の魅力としてPRしてまいりたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

わかりました。それでは、大きく2点目のコロナ後の稼ぐ観光振興について。

観光振興の真の目的は地域を元気にすることです。足元にある地域資源をいかに生かし、いかに伝えるかです。さらに地域に観光客を引きつけるポイントとしては、まず、のんびり、ゆったりいわゆるリラックスですね。食、交流の3つの要素が必要とよく言われます。コロナ終息後、全国で観光客をめぐる地域間競争は激しくなるでしょう。飛騨市が観光客を1日も早くコロナ前の年間100万人台に回復させるために、私は、新たな観光のブランドづくりと、いわゆる隣接する富山、長野県や飛騨3市1村の連携による誘客戦略が大きなポイントになると思います。

そこで、私は地域連携と観光振興をテーマに飛騨市のPRを兼ね、この夏、岐阜県庁、美濃加茂、多治見、恵那、高山、下呂市市役所や白川村役場、下呂温泉観光協会などを訪問し、首長や担当部長、課長にお会いして得た知見を参考に提案を含め、コロナ後の飛騨市観光振興について6点を質問します。

まず、1点目、新たな観光ビジョンの策定と攻めの観光戦略についてです。過去の古川町観光入込客数は、NHK「さくら」が放映された平成14年は、初めて目標数値100万人超えの120万人で翌年の平成15年も約100万人でした。

一方、平成28年、皆さんご存じのように夏から国内外で上映された、アニメ「君の名は」のロケ地、飛騨古川の名が世界に広がり、また、その年の秋には古川まつりが待望のユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、観光面で大きなプラス効果が出てくるだろう。したがって古川町で当然、年間100万人以上の観光客が数年続くものと期待されましたが、平成29年の70万人をピークに、その後、年間60万人台で古川町は推移しております。

地域を元気にすることが目的の観光振興を推進するのに、言葉やパフォーマンスだけではいい結果は出ません。市民や観光業者が求めているのは具体的な観光振興策と攻めの観光戦略です。このコロナ禍による観光客の激減で打撃を受けている飛騨市の観光業の再生への道筋を示すプログラムを早期に発表すべきです。

そのためには、まず、飛騨市の新たな観光ビジョンを打ち出し、令和6年までに観光客数をコロナ禍前の100万人台に回復させるために、現在、市が考えている観光振興策と攻めの観光戦略を示してください。

2つ目、大手旅行会社から飛騨市の人材派遣について。近年、増加していた外国人観光客が当面見込めません。そういった中で国内観光客をいかに増やし、連泊を促す滞在型観光や近隣観光地との連携といった誘客戦略を打ち出し、稼ぐ観光実現のために内閣の地方創生人材支援制度を活用し、大手旅行会社の支店長クラスの人を飛騨市の観光戦略マネージャーとして迎え、3年ほど勤務していただき、新たな飛騨市の観光ビジョンづくりから参画となったらいかがですか。

3点目、近隣観光地との連携による誘客戦略について。

最近、古田岐阜県知事は、コロナ後の観光連携で富山、長野、三重県知事とのトップ会談が続く、例えば、三重県とは戦国武将や伊賀忍者を活用した広域観光に積極的に取り組まれております。私は8月2日、山内下呂市長と今井県議との面談の中で非常に印象的だったのは、隣接する中津川、郡上市、高山市と観光だけじゃなくて防災での広域連携の推進、また19日、成原白川村村長と観光課長、課長補佐、この課長補佐は飛騨市に職員として勤務された方ですけど、約2

時間面談して、隣の南砺市との観光連携や特に高山市とは非常にWIN、WINの関係で、観光連携だけではなく今度、人を高山市が派遣されるような話もされていました。そういったことで、いい関係にあると感じたわけです。2人の首長からは先の岐阜県知事選や今後の飛騨市3市1村の連携の在り方なども話題になり、大変有意義な意見交換となり、改めて感謝を申し上げます。今回、訪問した多治見市は、愛知県の春日市と平成29年に地域連携の協定を結び、また、高山市はご存じのように松本市と姉妹都市50年を今回、迎えているわけですが、この期を新たに乗鞍ライチョウルートとしての売り込み、両市で売り込むということを、また、訪問した各自自治体は、やっぱり広域連携による観光振興に非常に積極的でした。

そこで、次の小項目、5点質問します。この資料のように新聞記事ですけども、テーマ、富山県、岐阜県の両県が観光で連携するということで、今後、飛越観光が注目され、飛越交流の入り口、出口である飛騨市には大きなチャンスです。この機会を生かし、ぶり、ノーベル出世街道を積極的にPRし、飛越交流を進め、促進すべきと思います。

2つ目、古田知事に地元の人から強く要望された、洞口元議員からの要望なんですけども、船津北～猪谷間の国道41号の道路整備促進が急がれます。市としてもより強く国県に早期完成の要望をお願いいたします。

3つ目、やはりこの新聞記事のように、最近、教育委員会の三好学芸員執筆の江馬氏城館跡の書籍が全国発売され、私もちょっと購入してきましたけども、江馬館と神岡城の2館を売り込む、私はグッドタイムだと思います。したがって飛越の観光連携、第1弾として、城をテーマに神岡城と江馬館とセットで富山県側に積極的にPRし、富山城とか高岡城と連携して、城めぐりコースを設定する。将来的には長野県の松本城とか愛知県の犬山城とも連携して、広域連携に結びつけたらいかがでしょうか。

4つ目、これはお邪魔したときに、山内下呂市長には提案しておりますが、JR高山線の下呂駅から飛騨古川駅間に、土曜日、日曜日あるいは休日に運行する、SL列車か、それが無理だったら、昭和時代のレトロな列車を走らせ、観光客に飛騨市の四季の旅をのんびり、ゆったり、いわゆるリラックスですね。そして、楽しむローカル鉄道の旅として売出したらいかがでしょうか。

最後に、市は近隣観光地との連携による誘客戦略は考えていらっしゃると思いますが、具体的なプランを示してください。それでは中項目の4点目なんですけども、道の駅宙ドーム神岡周辺にホテルを誘致したらいかがでしょうか。東海北陸自動車道の4車線化が完成すると中部国際空港から能登半島までの昇龍道がさらに注目され、それを見通してか、美濃加茂、美濃、郡上、高山市の道の駅を拠点にホテルが相次いで開業しました。8月、高山市荘川町にマリOTT系のホテルがオープンし、ホテル内には温泉やレストランはないんですね。近隣の道の駅や温泉などを活用し、これは地域経済の活性と相乗効果が狙いなんです。候補地のリストアップに岐阜県が、これは知事からも聞きましたが、関与をしており、飛騨市も流葉温泉や割石温泉まで車で15分の距離ですから道の駅宙ドーム、神岡周辺に荘川町のようなホテルを誘致したらいかがでしょうか。

5点目。小島城跡周辺に健康ウォーキングコース設定について。姉小路氏の一族、小島氏の居城であった小島城跡の歴史深訪も楽しめる健康ウォーキングコースを設定したらいかがでしょうか。

最後にこれは前にも質問しておりますけども、県立公園数河高原にトイレ設置について。上数河の水汲み場の周辺で用足しする人が多くなっており、県立公園としてのイメージダウンにもなり

地元住民は苦慮されています。昨年の12月議会ではドライブイン数河のトイレ改修は難しいが、数河高原全体で再検討の回答。その進捗状況を示してください。

この件は県立公園ということもあり、8月3日、地元の人から古田知事に直接要望されました。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは、5点目、小島城周辺のウォーキングコースについてのご提案についてお答えいたします。

議員ご質問の独自コースにつきましては、今年の6月議会の一般質問でも同様のご質問をいただき、答弁させていただきましたが、現在、飛騨市健康ウォーキングガイド協会へ飛騨市4町の特徴を活かした独自コースの設定をお願いしており、今年は小島城コース、これは仮称でございますが、の設定に向けて既に準備を進められています。コースは起点の太江農業センターから城跡までの往復約2.5kmで、城跡から古川町の中心市街地を一望できる絶景と、小島城跡の歴史が体感できるロマン溢れるコースとなります。協会からは、今後、コース看板の作成や設置場所の検討、コース認定の許可等について小島城公園整備委員会、地元区そして文化振興課と協議のうえ、今年度内にはコース認定をしたい旨伺っているところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、まず、1点目の新たな観光ビジョンの策定と攻めの観光戦略についてお答えいたします。今後の観光施策を戦略的に進めるため、令和3年3月に観光事業者等の意見も踏まえ、飛騨市観光基本戦略を策定しております。

飛騨市の観光実態を踏まえ、Deep Local、飛騨市を進化するを戦略の柱とし、飛騨市が持つ本質的な魅力を更に磨き上げるとともに、他の観光地にはない価値を創造し、それを効果的に発信することで、訪れた方に感動を与えられる観光地を目指すものとしております。

基本戦略は5つの柱に分類し具体的な推進施策を整理しております。まず、1つ目に地域資源を活かした観光振興として、観光ガイドの育成強化、滞在型体験プログラムの拡充など、関係人口との交流によるまちづくりに取り組んでまいります。2つ目に、観光マーケティングの強化として、市場調査と定期的、継続的な分析を行い、旅行ニーズを常に把握し、効果的な観光施策を展開してまいります。3つ目にパブリシティの獲得を中心とした戦略的なPR活動。

4つ目にバリアフリー環境、OTA予約受付など受入体制の強化。最後に、アフターコロナに向けた新たな旅スタイルへの対応を盛り込んでいます。今後の観光振興にあたっては、地域の力を集結した総合産業と位置づけ、経済的な価値の追求に加え、飛騨市を未来に向かって発展させていくまちづくりの視点をもって取り組んでいきたいと考えております。

なお、観光入込数については、平成14年は朝ドラ「さくら」、平成20年はリーマンショッ

ク、平成23年は東日本大震災など、特殊要因での増減もある中、今後の施策評価につきましては、単なる観光入込数だけではなく、観光基本戦略にかかげる項目の達成度、露出度も含めながら、総合的に判断してまいります。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。大手旅行者からの人材派遣については考えておりません。なお、今年度、飛騨市観光協会においては、会長以下執行部が一新され、新会長は、稼げるまちづくりを大きく掲げて、今後の事業を進められる方針を打ち出されております。

こうした動きを踏まえ、飛騨市観光協会を中心に、地元事業者の皆様とスクラムを組み「地域で稼ぐ」を基本とし、マーケティングやプロモーションに加え、葉草プロジェクト、広葉樹の森、食のまちづくりなど、新たな地域資源を活用した地域消費の拡大に向け取り組む中で、施策を推進するための外部人材の登用の必要性については、観光協会内で検討いただければと考えております。なお、今年度より、市の職員を観光協会に派遣することで、市と観光協会の連携体制も強化しております。

3点目の近隣観光地との連携による誘客戦略についてお答えいたします。このことにつきましては、6月の一般質問でも同様のご質問をいただき、お答えしましたとおり、現在、飛騨3市1村及び岐阜県で構成する飛騨地域観光協議会、高山市、高岡市、南砺市、七尾市など、ユネスコ5大祭連携を中心とした飛越能経済観光都市懇談会、高山市、松本市、富山市と連携したぶり街道推進協議会などを通じ、広域周遊観光の拡大に向け取り組んでいるところです。

これに加え、飛騨市独自の観光連携策として、ガッタンゴーを中心とした廃線施設の利活用を推進する「日本ロストライン協議会」、ロケを通じた観光振興に取り組む「ぎふロケツーリズム協議会」、「クアオルト健康ウォーキング」に取り組む岐阜市、関市との連携などを立ち上げ、新たな展開を図っております。

これらの取り組みは、コロナが落ち着き人の往来が再開する中で、大きく伸ばしていくことができると考えており、広域連携観光キャンペーンの展開などを含め、ポストコロナに向けた準備を着実に進めております。

なお、今年度は、山城観光について岐阜県と連携した観光プロモーションを展開しており、飛騨地域の中ではいち早く取り組んでいるところです。また、滞在型観光の拡大に向けては、JR東海と連携した体験プランの拡充など、飛騨3市1村が連携して進めてまいります。

最後に、国道41号線の道路整備の推進につきましては、神岡町船津以北の雨量規制区間の早期解消に向けた道路整備について、毎年、飛騨3市1村首長連合や地元地域で組織する同盟会において東京へ何度も足を運び、要望活動を行っております。

こうした地道な要望活動により、現在船津、割石防災事業の橋梁工事が進められており、今年4月には二ッ屋～県境までの区間が道路機能強化等の調査実施区間に位置付けていただいたところであり、今後も引き続き国への要望を強力に推進してまいります。

次に4点目の道の駅宙ドーム神岡周辺へのホテル誘致につきましては、当市の場合、基本的に周辺に土地が無いという問題があり、誘致ができない原因となっております。このため、従来の方針どおり、古民家をリノベーションしたゲストハウスの拡大により、まちなかの魅力ある宿泊施設を増やすための支援を充実させる方向で取り組んでいるところです。

現在、いままで中心となっていたインバウンド需要がコロナの影響によって落ち込んでおりますが、その分、国内需要の獲得へとシフトされており、今後、家族、友達など少人数旅行の増加



により、ゲストハウスの需要も高まると予想しております。

最後に6点目の県立公園数河高原でのトイレ設置についてお答えいたします。現在、数河、流葉地域でトイレ需要の高いスポーツ合宿については、特段不便とのご意見はいただいております。

また、奥飛騨数河流葉自然公園については、古川、神岡、宮川にまたがり、それぞれ自然ウォーキングコースが整備されておりますが、自然環境保全の観点から、仮設トイレを設置するなどの対策を講じておりますので、引き続きお客様のニーズを踏まえながら検討してまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○10番（野村勝憲）

4点目の道の駅宙ドーム神岡周辺にホテル誘致の件ですけれども、私は個人的にちょっといろいろ調べたところ、土地はあるようですね。それは売買されるかどうかは別ですけれども。要はどういうことかということ、全国の道の駅を単なる通過点から拠点にして、地域の魅力を渡り歩いてもらうという、これはホテルを誘致することによって、地方創生事業の1つなんですよ。8月に古田知事との面談でも、荘川町のホテルが話題となり、やっぱり県も誘致活動には積極的で、恐らく飛騨市にはリストアップの、それはなかったと思います。私らが聞いたのは県内でホテル10件ぐらいは欲しいなという話でした。そういう観点から、やっぱり私は必要だと思います。もう一度、答弁をお願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

議員がおっしゃるように、ホテルの誘致による滞在時間を延ばすことや観光客を増加する施策は、1つの手段としては考えられると思いますが、現在、飛騨市の場合、神岡の道の駅につきましては、カミオカラボを開設したことによる誘客の増もありますし、その周辺の江馬館や今後リニューアルについても検討されている鉱山資料館などの周遊なども考えられる状況になってきております。古川の道の駅につきましても、今度、産直市場の移転など、道の駅を重要なスポットとして活用する施策は進めておりますので、それらにより観光客需要の増加につなげてまいりたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

考えがあると思いますけれども、白川村は非常に歓迎されておりました。それはなぜかということ、当然、そこへ荘川町で泊まって白川へ足を運んだり、やっぱりいろいろなかたちで渡り歩くわけです。ですから、今おっしゃったことと意味合いが全然違います。ホテルを誘致するというのは。

だから、私はいずれ必要になってくると思います。というのはなぜかということ、実際、荘川のこのホテルを見に行きました。要はシャワーだけなんです。風呂とか食べるものはない。食堂もない。それはなぜかということ、地域の活性化が狙いなんです。だから、飛騨市岐阜県は4つ、つくったんですね。現在、実際はその窓口の人にも、担当者の名前を聞いて、電話も聞いておりますけれども、いわゆる全国的に展開されていると思います。だから、バッティングしない地元の旅館とか、あれ民宿とは料金体系も違います。もう少し研究されたらどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

私も実際に現地へ行って確認や担当課の方のお話などを伺っておりませんので、一度お話は伺ってみたいと思います。

○10番（野村勝憲）

最後の6点目の数河公園トイレの設置なんですけど、実は私と数河観光協会の池田会長と8月18日に高山国道事務所に出向き、要するに水くみ場の上手は国交省の土地なんです。そこに袈裟丸にトイレがありますね。そういったものをお願いできないかということで、実際に営業活動をして要望しております。ということで、ただ、回答はですね、現在、高山国道事務所では道の駅以外でのトイレ設置は困難とのことですが、私は地元の声を聞くと諦め切れないので、近々、渡辺国土交通副大臣に対して要望書を数河の観光協会の池田さんと一緒に連名で出すつもりですが、市として、先ほど言いましたように、要するに衛生上、環境的にも問題ですわ。イメージダウンにもなる。そのへんについて、数河高原、流葉も含めて全体で、もう一度、どのような考えを持ってらっしゃるかお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

このことにつきましては繰り返しにもなりますが、こちらのほうでも関係者のご意見を広く聞いた上で、また検討してまいりたいと思います。

○10番（野村勝憲）

どちらにしても飛騨市はなかなか厳しい状況がやっぱり観光面で、出ていると思います。単なるテクニック戦術だけじゃだめなんです。しっかりと誘客のための戦略と戦術を使い分けないと、それでは、時間もありませんので、湯之下副市長にお尋ねしますけども、このコロナ禍の経験を生かして、コロナ終息後の飛騨市観光振興は、まず原点に戻り、ふるさとのよさを見つめ直し、温故知新で稼ぐ観光まちづくりを支援するため、官民一体で誘客戦略をするときだと思えますが、副市長はどのような考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△副市長（湯之下明宏）

これまで答弁させていただいたとおり、関係部署、関係機関と連携をしながら、飛騨市の特色を生かした観光を進めてまいりたいということでございます。

○10番（野村勝憲）

先ほども何点か申し上げましたけども、単なる言葉やパフォーマンスだけはもうだめなんです。限界にきています。しっかりと誘客戦略をしっかりと持って、やはり観光事業者は苦勞されているわけです。大変な目に遭っていらっしゃるわけです。そういう悲鳴に近い声を耳にして積極的に外へ出て活動してもらいたいと思います。以上で終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◎議長（澤史朗）

10番野村議員の一般質問を終わります。

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（澤史朗）

ただいま議題となっております。議案第78号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてか～議案第86号、字区域の変更について神岡町西6地までの9案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

次に議題となっております議案第87号、令和3年度飛騨市一般会計補正予算補正第3号～議案第92号、令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算補正第1号までの6案件につきましてはお手元に配付しました付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたします。

次に議題となっております認定第1号、令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について～認定第14号、令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しました付託一覧表のとおり決算特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よってこれら14案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◆休会

◎議長（澤史朗）

ここでお諮りいたします。あす、9月16日～9月27日までの12日間は常任委員会、予算特別委員会審査等のため本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、9月16日～9月27日までの12日間は、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（澤史朗）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の会議は、9月28日、

火曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。おつかれさまでした。

（ 散会 午後4時11分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（10番）

野村勝憲

飛騨市議会議員（11番）

籠山恵美子